

東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営整備事業  
要求水準書

令和 6 年 5 月  
国立大学法人東北大学

## 東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営整備事業要求水準書

### 目次

I.	本要求水準書の位置付け	1
II.	本事業の概要	1
1.	本事業の目的	1
2.	敷地条件	1
3.	施設概要等	1
4.	事業の業務範囲	2
III.	事業全般に関する要求水準	2
1.	遵守すべき法規制等	2
2.	適用基準等	3
3.	施設整備の条件	4
IV.	施設新営整備業務に関する要求水準	4
1.	設計・建設及び接続部改修に関する要求水準	4
1-1	基本コンセプト	4
1-2	建築計画における基本的要件	4
1-3	構造計画における基本的要件	6
1-4	設備計画における基本的要件	7
2.	施設整備業務の実施に関する要求水準	12
2-1	設計業務に関する要求事項	12
2-2	建設業務に関する要求事項	14

## 別添資料

- 資料 1 参考配置図  
参考外構図
- 資料 2 参考平面図（計画図）
- 資料 3 電気設備計画図
- 資料 4 機械設備計画図
- 資料 5 各室の要求水準
- 資料 6 仕上表
- 資料 7 リスク分担表
- 資料 8 設計成果図面リスト
- 資料 9 地盤調査特記仕様書
- 資料 10 工事特記仕様書
- 資料 11 工事現場説明書

## 付属資料

- 付属資料 1 近接建物ボーリング調査関係資料
- 付属資料 2 電気錠の工事区分

# 東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営整備事業要求水準書

## I. 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営整備事業」（以下「本事業」という。）に関して、事業全般、施設新営整備業務に関する要件について、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が要求する水準を示すものである。

## II. 本事業の概要

### 1. 本事業の目的

本事業は、職員約 100 名分の事務室を整備するものである。

### 2. 敷地条件

本施設が立地する敷地の主な前提条件は次のとおりである。

- (1) 位置 宮城県仙台市青葉区片平二丁目 1-1（東北大学片平団地構内）
- (2) 敷地面積 229,613 m<sup>2</sup>（東北大学片平団地全体）  
134,505 m<sup>2</sup>（片平中央地区、建築基準法上の敷地面積）  
（別添【資料 1 配置図、外構図】参照）
- (3) 都市計画情報等 都市計画区域：市街化区域  
第二種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）  
第 3 種高度地区、準防火地域
- (4) 用途 建築基準法上：事務所  
消防法上：事務所
- (5) インフラ整備状況
  - ・ 電力 特別高圧受電（今回計画建物は立体駐車場東側より低圧引き込み）
  - ・ 通信 電話・情報
  - ・ ガス 都市ガス（仙台市ガス局）
  - ・ 上水道 市水（市水は仙台市水道局）
  - ・ 下水道 公共下水道（敷地内合流式）
- (6) 他 駐車場附置義務条例： 近隣商業地域等（周辺地区）  
景観計画 区域ゾーン区分： 沿線市街地ゾーン  
景観計画 景観重点区域： 広瀬川周辺ゾーン、A-3 地区（40m以下）  
屋外広告物条例： 第二種許可地域、広瀬川周辺ゾーン  
広瀬川の清流を守る条例： 水質保全区域  
下水道処理区域： 合流式処理区域

### 3. 施設概要等

本施設の概要は次のとおりである。

- (1) 施設機能・規模 国際共創戦略センター（仮称）
  - ・ 階 数 地上 3 階建て（準耐火建築物）

- ・ 構造種別 鉄骨造
- ・ 建築面積 290 m<sup>2</sup>程度
- ・ 延床面積 870 m<sup>2</sup>以上 ※
- ・ 機能 事務室、ミーティングルーム、ロッカールーム、トイレ、倉庫、給湯スペース  
他

※延床面積については、0%～+5%の範囲で計画すること。

#### 4. 事業の業務範囲

本事業における、事業者の業務範囲は既存配管等の支障迂回、本施設への電力・給排水等の引き込みを含む本施設の設計（申請等を含む）から建設工事完成までの全てを含むこととする。

事業者が、本要求水準書に従って行う業務は次のとおりとし、本事業の実施におけるリスク分担は【資料7 リスク分担表】による。

- (1) 本施設の設計等業務
  - ア 事業者が要求水準書を満たすために必要と考える事前調査業務及びその関連業務
  - イ 本施設整備に係る実施設計及びその関連業務
  - ウ 工事開始までに必要な許認可申請及び関連手続き業務
- (2) 本施設の建設工事等業務
  - ア 本施設整備に係る工事及びその関連業務
  - イ 工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

### Ⅲ. 事業全般に関する要求水準

#### 1. 遵守すべき法規制等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 国立大学法人法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ 住生活基本法（住生活基本計画）
- ・ 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ ガス事業法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法

- ・大気汚染防止法
- ・文化財保護法
- ・学校保健安全法
- ・学校環境衛生の基準
- ・宮城県建築基準条例
- ・宮城県屋外広告物条例
- ・仙台杜の都の風土を育む景観条例
- ・仙台市火災予防条例
- ・仙台市下水道条例
- ・仙台市水道事業給水条例
- ・仙台市ガス供給条例
- ・広瀬川の清流を守る条例
- ・その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係法令、条例及び指導要綱等についても遵守すること。

## 2. 適用基準等

本事業を行うにあたっては、基本的に下記基準類の最新版に準じた機能、性能を有すること。

- ・ 学校建築構造設計指針・同解説（平成 21 年版）
- ・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書（令和 4 年版）
- ・ 文部科学省土木工事標準仕様書（令和 4 年版）
- ・ 文教施設保全業務標準仕様書（令和 5 年版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（令和 4 年版）
- ・ 同上（建築工事編、解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（令和 4 年版） ※ 4
- ・ 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和 4 年版） ※ 4
- ・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和 4 年年版） ※ 4
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 ※ 1（独立行政法人建築研究所監修）（2014 年版） [参考]
- ・ 公共建築工事積算基準（統一基準）（平成 28 年版） ※ 4
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和 5 年版） ※ 4
- ・ 公共建築数量積算基準（統一基準）（令和 5 年版） ※ 4
- ・ 公共建築設備数量積算基準（統一基準）（令和 5 年版） ※ 4
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編、設備工事編）（令和 5 年版） ※ 4
- ・ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編、機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・ 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（令和 4 年版） ※ 4
- ・ 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（令和 4 年版） ※ 4
- ・ 文部省建築構造設計指針（令和 6 年度版） ※ 4
- ・ 建築工事設計図書作成基準（令和 3 年版）
- ・ 完成建物等概要図書作成要領（文部科学省大臣官房文教施設部）

- ・ 国土交通省制定土木構造物標準設計第1巻及び第2巻 ※2（国土交通省監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）※3（国土交通省官房官庁営繕部監修）
- ・ 非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要領（日本建築学会）
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針（2019年版）（（一財）日本建築設備・昇降機センター）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（統一基準）（平成25年版）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（統一基準）（令和4年版）
- ・ 国立大学等施設設計指針（平成26年版）

#### 発行元

- ※1：一般財団法人日本建築センター
- ※2：社団法人全日本建設技術協会 03-3585-4546
- ※3：社団法人建築保全センター 03-3553-0070
- ※4：文部科学省ホームページからダウンロードできる。

### 3. 施設整備の条件

本施設の整備に当たっては、下記事項を条件とする。

- (1) 本施設及び周囲外構の整備を業務範囲とする。別添【資料1 参考配置図、参考外構図】参照のこと。
- (2) 業務期限は、令和7年5月末（可能な限り早期完成を期待する）
- (3) 工事を実施している本施設以外は、施設を利用者（学生、教職員等）が使用している状態である。なお、事業者は、本施設の工事により、本施設以外の部分について機能の低下が最小限となるように努める。
- (4) 本要求水準書において、「参考」あるいは「・・・（案）」とする資料等については、文字どおり、あくまでも参考や目安として示しているものであり、事業者の提案を何ら妨げるものではない。
- (5) CASBEE の BEE 値 1.0 以上を確保すること。ZEB Ready とし、認証を取得すること。

## IV. 施設新営整備業務に関する要求水準

### 1. 設計・建設及び接続部改修に関する要求水準

#### 1-1 基本コンセプト

- (1) 景観や環境に配慮した施設づくり
  - ア 周辺の施設に調和し、団地全体の景観形成に資するような施設とすること。
- (2) 安全で快適な施設づくり
  - ア 火災や自然災害に対し、十分な安全性が確保できる構造と設備を採用すること。
  - イ 利用者の安心感や什器備品及び蔵書等への影響にも配慮すること。
- (3) 維持管理費の軽減に配慮した経済的な施設づくり
  - ア 維持管理費の低減が図られる計画とすること。
  - イ 予算の効率的な活用に配慮し、長期間使用が可能な施設とすること。
  - ウ 本事業後に本学が行う大規模修繕・改修等を考慮した材料の選択、施設の設計を行うこと。
- (4) 地球環境への配慮
  - ア 本施設の設計・建設及び維持管理の計画及び実施においては、「省エネ法」に示されたエネルギー使用の合理化等に関する基準を積極的に参照することをはじめ、建物のライフサイクル全体での省エネルギー、省資源、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づくグリーン購入に努める等、地球環境に配慮すること。

#### 1-2 建築計画における基本的要件

- (1) 基本方針

- ア 施設規模はⅡ-3. 施設概要等による。
  - イ 材料の選定に当たっては、熱帯材型枠を使用しない等地球環境に配慮したものとする。
  - ウ 仕上げ材の選定に当たっては、揮発性有機化合物（VOC）等室内環境汚染対策に配慮するとともに、堅牢な仕上げとすること。
  - エ 防水、防湿、防音及び断熱についても十分に配慮する。
  - オ 屋上、窓台及びその他の手すり等は、安全性に十分配慮すること。
  - カ 無窓階とならないよう、適宜開口部を計画すること。
- (2) 配置計画
- ア 【資料1 参考配置図、参考外構図】を参考に配置すること。
  - イ 事前に測量調査を実施し、計画を行うこと。
  - ウ 地震時に人や周囲の施設に被害が及ばない配置とすること。
- (3) アプローチ計画
- ア 【資料1 参考配置図、参考外構図】を参考にアプローチ廻りを整備すること。
  - イ アプローチ通路と建物及び建物間の境界部分には段差を設けないこと。
- (4) 平面・断面計画
- ア 【資料2 参考平面図（計画図）】を参考により良い計画すること。
  - イ 将来の機器更新等における搬入を想定した構造及びレイアウトとすること。
  - ウ 【資料5 各室の要求水準】に示す天井高を確保するために必要な階高を設定すること。
  - エ 直通階段を1つで計画し、各階の居室面積参入部分について仙台市と事前に協議すること。  
(2F：居室面積 400 m<sup>2</sup>以下、3F：居室面積 200 m<sup>2</sup>以下)
- (5) 外装計画
- ア 外装材は、周辺施設及び仙台社の都の風土を育む景観条例を参考に周辺環境と調和し、地域の街並みに配慮した外装計画とすること。
  - イ 外装は、経済性、耐久性に優れ、メンテナンスが容易なものとする。
- (6) 内装計画
- ア 内装材は、【資料5 各室の要求水準】を参考に選定すること。
  - イ 抗菌性や清掃しやすく防汚性の高い材料を選定すること。
  - ウ シックハウス対策として揮発性有機化合物を含まない材料（JIS・JAS規格の「F☆☆☆☆（エフフォースター）」）を選定すること。
- (7) 外構計画
- ア 地盤についてはできる限り現状のレベルに合わせる。
  - イ 【資料1 参考外構図】を参考に駐車場を設け、適宜白線等を計画すること。
  - ウ バリアフリー用の駐車場を上記のうち1台設け、視認しやすいよう駐車場内に路面標示を行うこと。
  - エ 建物に隣接する駐車場においては、車止めを設けること。
  - オ 道路面の表示（「止まれ」「一方通行」等）について提案し、監督職員と協議すること。
  - カ 車路に面する建物の角付近に衝突防止のポール等を設けること。
  - キ 雨水排水を計画すること。
  - ク アンテナの支線については原則残置とし、工事中にやむを得ず一時撤去等が必要となる場合は、期間や復旧方法について監督職員と協議すること。
  - ケ 外構の仕上げや範囲については、【資料1 参考外構図】を参照とすること。
    - ・アスファルト舗装における仕様は以下の通りとすること。
      - 密粒度アスファルト混合物（13） t=50
        - ・アスファルト：再生アスファルト 60～80
        - ・骨材：道路用碎石
      - 再生クラッシャーラン（RC-40） t=150
    - ・碎石敷きにおける仕様は以下の通りとすること。



砂利又は碎石で 25 mm以下 t=60 敷き均し

(8) サイン計画

- ア 建物内、外構ともに既存施設との統一性を図ること。
- イ 案内表示は人の流れをよく理解し、目的の諸室に正確かつ容易に行くことができるように配慮すること。
- ウ 原則として国際ピクトグラムを使用すること。
- エ 日本語及び英語の2か国語表記とすること。
- オ 風除室または1階廊下・ホールに各階の案内板を壁面に設けること。
- カ 屋外サインについては、本事業に伴い変更が必要となる既存の全学案内サイン（8箇所）、矢印サイン等の表示内容の変更、更新等も行うものとする。

1-3 構造計画における基本的要件

(1) 基本計画

地震等に対して十分な耐力を見込み、利用者の安全性を最優先に、機能の確保を図るものとする。また、設備配管のフレキシビリティ及び、耐久性、景観性、経済性に配慮した計画とすること。

(2) 構造要件

- ア 小ばり計算用、大ばり・柱・基礎の計算用、及び地震力計算用は適宜設定するのではなく、「文部科学省建築構造設計指針（令和6年版）」に基づき定めること。

(単位：N/m<sup>2</sup>)

用途	構造計算の対象	床構造計算用	大梁、柱、基礎計算用	地震力計算用
事務室、ミーティングルーム		3,900	2,100	1,100
倉庫、ロッカールーム		7,800	6,900	4,900
便所		1,800	1,300	600
廊下、階段		3,500	3,200	2,100

※表の積載荷重を超える重量物がある場合は、実際の設置部分の積載荷重とする。

(3) 構造方式

建物の耐震安全性、「大地震動」後の継続的な利用、利用者への安心感へ配慮した計画とすること。

(4) 耐震安全性の確保

- ア 建物に必要な保有水平耐力の算定に当たっては、建築基準法施行令によるC<sub>0</sub>の値を1.25倍とする。
- イ 耐震安全性の分類は、多数の者が利用する施設とし、構造体を「官庁施設の総合耐震計画基準」の規定によるⅡ類、建築非構造部材をB類、建築設備を乙類、又は同等以上の耐震安全性を有すること。
- ウ 大地震動時の安全性を確保及び構造方式に応じた安全性を評価できる手法によって安全性の確保を確認すること。

(5) 基礎構造

建物の基礎は、敷地や計画地の地盤条件・施工性・各種制約及び上部構造の規模・形状・構造・剛性等を考慮し、上部構造を安全に支持可能で、かつ経済性にも配慮した計画を行うこと。

(6) 建築非構造部材の耐震安全性の確保

大地震後の耐震安全性を確保するため以下の内容を達成すること。

- ア 外壁仕上、外回りの建具及びガラスについては、追従性能の確保に配慮するとともに、二次災害の防止に配慮した建築計画上有効な措置を講ずること。
  - イ 内部間仕切り・天井・内部建具等については、各室が必要とする性能に応じて使い分け、特に主要な避難経路に接する部分では、災害時の安全な避難経路の確保に配慮すること。
  - ウ 天井下地やフリーアクセスフロアの床下地、設備架台は「非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要綱」に準拠して補強を行うこと。
- (7) その他構造計画にあたり注意すべき諸点
- ア 設計に必要な地盤調査は事業者が実施すること。
  - イ 「文部科学省建築構造設計指針」に準拠すること。
  - ウ 本施設は準耐火建築物以上で計画すること。

#### 1-4 設備計画における基本的要件

##### (1) 基本方針

- ア 将来的な変化や発展性を考慮し、更新性に配慮した設備計画とする。
- イ 設備システムについては、外部熱負荷の積極的な低減や資源・エネルギーの有効利用により適正な機器能力を選定し、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構成とする。
- ウ 各種機器の寿命や騒音、景観への配慮から、各種設備機器は可能な限り屋内に設置するものとする。
- エ 風水害や地震、落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とする。
- オ 建築設備の耐震安全性を確保するため、以下の内容を達成するものとする。

##### (ア) 機器、設備配管等

- ① 設備機器、配管等は、地震時の水平方向及び垂直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないように固定すること。
- ② 各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒防止、防振、変位量への追従等に配慮し、適切な耐震措置を施すものとする。
- ③ 配管等は、地震時に破損、亀裂、脱落等が生じた場合に、早期復旧が容易な仕様工法とすること。

##### (イ) 給水機能の確保

- ① 給水システムは信頼性が高く、かつ、早期復旧が容易なシステムとすること。
- ② 給水配管は、十分な強度と耐久性を有するものを使用すること。

##### (ウ) 排水機能の確保

- ① 施設の機能などに応じて必要な排水システムを確保するため、該当するシステムの排水管は十分な強度を有するものを使用すること。

##### (エ) 防災・避難機能の確保

- ① 防災・避難システムは、重要機器としての耐震性能を確保すること。

カ 長寿命化や CO2 排出量の抑制など環境負荷の低減を図り地球温暖化防止に努める。

##### (2) 共通事項

ア 各室の設計条件（照度条件・温湿度条件・収容人員・使用時間帯・等）は【資料5 各室の要求水準】による。

##### イ 計量方式

(ア) 本施設の電気使用量を計量できるようにする。将来的に web 上で計量できるよう、遠隔検針に対応した機器を計画する。

(イ) 水道については、棟一括の水道メーターを設置する。

##### ウ 技術者

(ア) 原則として本施設内に有資格者の常駐を要しないものとする。

##### (3) 電気設備における基本的要件

##### ア 幹線設備

(ア) 一般

- ① 既設キュービクルから本施設まで低圧幹線ケーブルを敷設する。  
別添【資料3 電気設備計画図】参照。
- ② EPS内に幹線用ケーブルラック、電灯・動力分電盤を設置する計画とする。  
別添【電気設備計画図】参照。
- ③ ラック幅は、将来回線の増加に対応できるルートと容量を確保すること。
- ④ ケーブルラックは、屋内は合成樹脂焼き付け塗装仕上げ、屋外や多湿な場所は鋼板製溶融亜鉛メッキ仕上げまたは溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板製とする。
- ⑤ ケーブルラックは、低圧・通信設備の別々に敷設する。ただし、どちらか一方が極端に少ないときはセパレーターを設けてまとめてもよい。
- ⑥ 幹線計算は、電圧降下、許容電流を各々満足するものとする。
- ⑦ 電圧降下は分岐回路で2%以下、それ以外は3%（亘長120m以下）、4%（亘長200m以下）、5%（亘長200m超）とする。
- ⑧ 幹線計算は、電圧降下、許容電流を各々満足するものとする。

(イ) 配線

- ① 新設キュービクルからの配線は地中埋設配管配線とする。ケーブルのサイズは250sqを最大とする。

(ウ) 器具等

- ① 分電盤の分岐回路で水廻り、湿気の多い回路は漏電遮断器とする。
- ② 分電盤の主回路は、漏電警報付MCCBとし、警報回路を構成する。分岐開閉器はMCCB、ELCBとし、JIS協約型配線用遮断器（2PJIS協約型50AF）とする。

イ 動力設備

- (ア) 動力盤を設置し、各動力機器までの配管配線を行う。
- (イ) 直天井部分の配線は、金属管（ねじなし電線管）【以下、金属管という】に入線する。  
ただし、屋外の配管、雨線外の配管は厚鋼電線管とする。
- (ウ) 空調機・電動機等は1台ごとの専用分岐回路とする。

ウ 照明設備

(ア) 一般

- ① 各室等に設ける照明器具等の設置及び配線工事を行う。
- ② 照度は照度計算により各室毎に算出する。
- ③ 目標照度は別添【資料5 各室の要求水準】による他は、JIS・Z9110-2010による。
- ④ 誘導灯設備は消防法の設置基準に準拠して計画する。
- ⑤ 非常照明は建築基準法等に準拠して計画する。
- ⑥ 間口600mm以上の点検が必要なEPS、PS及びDSには照明器具を設置する。
- ⑦ 建築外構計画にそくした照明計画（外壁照明等）とすること。

(イ) 配線

- ① 直天井部分は、金属管または金属線ぴとする。
- ② 天井内は、ケーブルのころがし配線とする。

(ウ) 器具等

- ① 原則として照明器具の種類はLEDとする。
- ② 各室の機能に応じ、カバー等を付加する。

- ③ 原則として保守が行いやすい場所に設置すること。
- ④ 照明器具は公共施設用照明器具を基本とし、それ以外のものは照明器具メーカーから採用する。

(エ) 照明制御方式

- ① 居室等の照明は、それぞれ各室にて点滅が行える方式とする。
- ② スイッチ等の位置については機器配置を考慮の上、支障のない位置に設置すること。
- ③ 廊下及びトイレ等の共用部分は、点滅制御を行い消費電力の低減に努める。
- ④ 各室において照明器具の配置等を考慮して点滅区分を設定する。
- ⑤ 原則として、居室は初期照度補正を行う方式とする。
- ⑥ 外壁照明等は、自動点滅器およびソーラータイマーによる点滅が可能な方式とし、建築外構計画に即した照明計画とする。

エ コンセント設備

(ア) 一般

- ① 各室・共用部等に設けるコンセント等の設置及び配線工事を行う。
- ② 1回路にコンセントの設置は、最大 5カ所までとする。
- ③ 1回路の容量は、配線用遮断器の 80%以下とする。ただし、単独負荷の場合は別とする。
- ④ 複数の部屋にまたがった回路構成はしない。

(イ) 配線

- ① 直天井部分は、金属管及び金属線ぴとする。
- ② 二重天井のある部分は、ケーブルのころがし配線とし、引き下げ部分は配管内に納めること。
- ③ フリーアクセスフロア内はケーブルころがし配線とする

(ウ) 器具等

- ① コンセントは 2P15AE×2 を基本とする。(プレートは新金属製とする)
- ② フリーアクセスフロア内はハーネス型ブロックコンセントとする。
- ③ コンセントで賄えない高容量の負荷については手元開閉器等で対応する。
- ④ 手元開閉器は 1 負荷 1 ブレーカーとする。負荷が同じ壁面に多数ある場合は個別分電盤にて集約を計る。
- ⑤ 手元開閉器は機器を直接遮断器に接続するため、下面に開口を設ける。
- ⑥ 弱電との統合設置は行わない。
- ⑦ コンセントの高さは原則として床上 0.3m(中心)とするが、用途に応じて適切な高さにて計画する。

オ 情報通信設備

(ア) 一般

- ① 構内電話設備と構内 LAN 設備を設置する。
- ② 構内電話設備は通研 I D F から引き込む。
- ③ 構内 LAN は材料物性総合研究棟からから光ケーブルで引き込む。別添【資料 3 電気設備計画図】参照。
- ④ EPS 内に幹線用ケーブルラック、情報用ラックなどを計画する。
- ⑤ ラック幅は、将来回線の増加に対応できるルートと容量を確保すること。

- ⑥ 各階EPS内の情報ラックに整線リング及びパッチコード程度を見込む。
- ⑦ 情報ラックから各室までの配線は EM-UTPO.5-8P(CAT 6A)を基本とし、末端は情報コンセント(RJ-45、CAT6A以上の性能を有するコンセント)4個口・2個口とする。

(イ) 配線

- ① 建物内のUTPケーブル、電話ケーブルとも幹線設備で設けるケーブルラック上に敷設する。
- ② 直天井部分は金属管及び金属線ぴとする。
- ③ 天井のある部分はケーブルのころがし配線とし、引き下げ部分は配管内に納めること。また、廊下等共通部分に幹線設備で設ける弱電ケーブルラックがある場合はそれを利用する。
- ④ OAフロア内はケーブルころがし配線とする。

(ウ) 機器・器具類

- ① ラック幅は、将来導入機器に対応できるルートと容量を確保する。また、将来回線の増設にも対処可能なものとする。
- ② 情報用ラックを設置する場合は配線や機器の増設、入れ替え等が容易に行えるものとする。

カ テレビ共同受信設備

(ア) 材料・物性総合研究棟から信号ケーブルを引込む。別添【資料3 電気設備計画図】参照。

(イ) TVアウトレット近くにTV用コンセントを設ける。

キ 放送設備

(ア) 本部棟2から信号ケーブルを引込む。本部棟1・2と一斉放送を行うよう計画する。

(イ) スピーカーは、天井埋め込み型を基本とし、必要に応じて設置する。

(ウ) スピーカーを設置する諸室には、音量調整器を設け、個別の音量調整が可能な計画とする。

ク トイレ呼出設備

(ア) 便所のトイレブース毎に押しボタン、復旧ボタンその出入り口周辺に現場表示灯、ブザーを設置する。

ケ 入退館管理(セキュリティ)設備

(ア) 外部出入口、ロッカールーム、事務室に入退館管理設備用空配管を計画する。  
別添【資料2 平面図(計画図)】参照。

(イ) 各種警備システムは別途本学工事とする。

(ウ) 錠前までを行う。別添【付属資料2 電気錠の工事区分】参照。

コ 自動火災報知設備

(ア) 消防法に準拠する。

(イ) 本部棟2から信号ケーブルを引込む。別添【資料3 電気設備計画図】参照。

(ウ) 本施設の監視は本施設内の防災盤で行う。あわせて、本部棟1、北門守衛室に移報信号が出るように計画する。

(4) 機械設備における基本的要件

ア 給水設備

(ア) 給水は飲料水(市水)系統及び雑用水(混合水)系統の2系統で計画建物まで引込む。

(イ) 給水管の分岐位置について、飲料水(市水)は立体駐車場西側共同溝内の市水系統(SGP-PB100A(共同溝内))、雑用水(混合水)は多目的施設南側の雑用水系統(SGP-PD80A(土中埋設))からそれぞれ不断水工法にて分岐を行うこと。

分岐後、操作しやすい位置に分岐バルブ（バルブボックス）を設置して本建物まで引込むこと。

- (ウ) 給水方式は、基本的に水道直結方式で検討すること。ただし、所轄水道局と協議の上決定とし、決定の根拠となる計算書等を提出すること。
- (エ) 建物近くに系統毎に水道メーター（メーターボックス及び止水バルブ）を設置すること。また、建物外壁の見やすい位置に隔測表示器の設置を行うこと。
- (オ) 建物への給水管引込みに伴い、屋外露出部が発生する場合は保温内に凍結防止ヒーターを巻き付けること。※電源は凍結防止ヒーター近くに屋外コンセントを設置して接続を行うこと。

#### イ 給湯設備

- (ア) 給湯は排熱回収型高効率ガス給湯器（屋外壁掛型）にて整備する。附属品はリモコン及び配管カバー、排気カバー、止水栓、その他標準付属品とする。リモコンの設置位置は1階流し台付近とする。
- (イ) 建物への給水管引込みに伴い、屋外露出部が発生する場合は保温内に凍結防止ヒーターを巻き付けること。※電源は凍結防止ヒーター近くに屋外コンセントを設置して接続を行うこと。
- (ウ) 建物の給湯位置は各階流し台とする。

#### ウ 排水設備

- (ア) 建物内は、汚水排水・雑排水・雨水排水の系統を分離する。
  - (イ) 汚水排水と雑排水は建物周囲の柵にて合流し、建物外周を地中埋設にて配管後、既設本管に接続放流とする。（別添【資料4 機械設備計画図】参照）
  - (ウ) 速やかな排水を実現するために、適切な通気設備を設ける。
- (イ) ガス配管の取り出しは材料物性総合研究棟Ⅰ棟とⅡ棟間のPE150管から分岐とする。

#### エ 都市ガス設備

- (ア) 都市ガス（13A）は仙台市ガス局が指定する配管口径で計画建物まで引込む。
- (イ) 都市ガス配管は材料物性総合研究棟Ⅰ・Ⅱ棟間の都市ガス管（PE150A（土中埋設））から分岐とする。分岐後、操作しやすい位置に分岐バルブ（バルブボックス）を設置して本建物まで引込むこと。
- (ウ) 建物近くに都市ガスメーターを設置すること。また、建物外壁の見やすい位置に隔測表示器の設置を行うこと。

#### オ 衛生器具設備

- (ア) 各室に設置する器具等は衛生的で利便性があり、清掃等維持管理の容易性及び節水性を十分考慮した器具を選択する。なお、手洗器等の水栓は自動洗浄とする。
- (イ) 大便器の便座は全て洗浄便座とする。
- (ウ) だれでもトイレはバリアフリー法に準じた仕様とすること。また、1階だれでもトイレはオストメイト対応便房を設置する。

#### カ 消火設備

- (ア) 消防関係法令及び仙台市火災予防条例等に準拠した消火設備を設置し、火災時の人命及び施設の被害を最小限にできるよう考慮する。

- (イ) 屋内消火栓の設置の要否は所轄消防署と協議の上、決定のこと。また、屋内消火栓が必要となった場合は2-2(2)業務概要に消火設備を含めること。
- (ウ) 廊下等共用部分には、埋込型消火器ボックスを設置し、その他の場所には置型の消火器ボックスを設置する。(消火器の設置も含む)
- (エ) 消火設備は仙台市所轄消防署と打合せのうえ消火活動に有効な位置に設ける。

#### キ 空気調和設備

- (ア) 各室の設計条件、室別の空調方式は、別添【資料9 各室の要求水準】参照し整備する。
- (イ) オゾン層破壊防止・地球温暖化防止のため、冷媒を使用する際には新冷媒(ODP=0)を使用するシステムとする。
- (ウ) 空調は電気式ヒートポンプ方式(EHP)とする。
- (エ) 室内機はフィルター清掃のメンテナンスを容易にするため、化粧パネルに自動昇降装置を付加すること。
- (オ) 室外機には、メーカーが指定するアクティブフィルターを設置すること。

#### ク 換気設備

- (ア) 建築基準法他関連法規に基づき、機械換気設備を設ける。
- (イ) 厚生労働省のガイドライン(「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」中間報告書等)およびCDC(アメリカ疾病予防管理センター)ガイドラインに基づき、システムおよび容量を決定する。
- (ウ) 空気調和設備のある居室等には、全熱交換型換気扇を設置する。
- (エ) エアバランスを考慮し、適切に吸排気口を設置すること。
- (オ) 天井面に設置される制気口類は落下防止の措置すること。

## 2. 施設整備業務の実施に関する要求水準

### 2-1 設計業務に関する要求事項

#### (1) 基本方針

求められる性能を達成した上で、職務環境の整った施設の整備を実現すること。

なお、本業務要求水準書の各項目の記述中に特に指示・指定している場合を除き、必ずしも官庁営繕関係統一基準(以下「統一基準」という。)の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書で要求する基準を満たす限り事業者が独自に有する仕様書の基準等により工事を施工することも妨げない。

#### (2) 業務概要

- ア 実施設計業務
- イ 各種許認可申請・取得
- ウ 関係者との調整

#### (3) 業務要件

- ア 事業者は本業務の契約締結後、速やかに設計工程表及び実施体制表を本学に提出し、実施設計を行うこと。
- イ 事業者は、設計期間中は定期的に本学と協議し業務を遂行する。
- ウ 事業者は定期的に当該業務の進捗状況及び内容について本学に報告し、本学と協議等を行った際には協議録等を作成し、保管すること。

- エ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）で BEE 値 1.0 以上の評価認証を取得可能な設計とすること。
- オ 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本学の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- カ 本学が行う関係法令（消防法、給水・排水事前協議等）に基づく許認可申請業務を行うこと。
- キ 法令及び周辺社会基盤施設等の諸条件については官公庁等で事前に調査の上、必ず確認すること。また、官公庁等と協議を行った場合には、協議録等を作成し保管すること。
- ク 設計図書として、以下の成果品を本学に提出し、本学の確認を受けること。
  - (ア) 建築概要書
  - (イ) 電気設備概要書
  - (ウ) 機械設備概要書
  - (エ) 設計書類  
構造計算書、設備負荷計算書、官公庁打合せ録、各種法令対応図書一式
  - (オ) 工事内訳書  
※工事内訳書は工種ごととし、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目（一式内訳まで）まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。
  - (カ) 図面（建築）  
【資料 8 設計成果図面リスト】による。
  - (キ) 図面（電気）  
【資料 8 設計成果図面リスト】による。
  - (ク) 図面（空調）  
【資料 8 設計成果図面リスト】による。
  - (ケ) 図面（給排水衛生）  
【資料 8 設計成果図面リスト】による。
  - (コ) 工事を伴う備品リスト

(4) 業務区分表

業務区分	業務内容	業務担当主体	
		本学	事業者
実施設計	実施設計図書の作成		○
	実施設計図書の確認	○	
各種許認可申請・取得	申請書類の作成		○
	許認可申請・取得		○
関係者との調整	設計の実施に伴う本学との調整	○	○
監理業務	工事の監理	○	

凡例 ○：主分担及び費用発生の場合は負担者



## 2-2 建設業務に関する要求事項

### (1) 基本方針

- ア 求められる性能を達成した上で、職務環境の整った施設の整備を実現すること。なお、本業務要求水準書の各項目の記述中に特に指示・指定している場合を除き、必ずしも統一基準の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書で要求する基準を満たす限りは事業者が独自に有する仕様書の基準により工事を施工することも妨げない。
- イ 事業者は、工事着手前に以下の(3)に留意して施工計画を立て、本学と協議を行う。
- ウ 作業時間については、本学の承諾を得ること。また、本学が指定する日(入学試験日等)については、工事は行わないこと。

### (2) 業務概要

#### ア 工事

- (ア) 建築工事
- (イ) 電気設備工事
- (ウ) 機械設備工事
- (エ) 付帯施設工事
- (オ) 外構工事
- (カ) 本施設建設に伴う既存改修工事
- (キ) 支障迂回工事

イ 各種許認可申請・取得

ウ 各種調査

エ 工事費内訳明細書の提出(書式に関しては監督職員の指示による。)

オ 関係者との調整

### (3) 業務要件

#### ア 工事管理

- (ア) 事業者は、要求される性能が確実に実現されるよう施工管理する。
- (イ) 事業者は、関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施する。
- (ウ) 事業者は工事の現場代理人、監理技術者及び主任技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。
- (エ) 事業者は、本学に対し、文書により定期的に進捗状況の報告を行う。また、本学の要請に応じ施工の事前説明及び事後報告を行う。
- (オ) 本学は、必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また、本学が、施工状況について説明を求めたときには、事業者は、速やかに回答する。
- (カ) 事業者は、工事完成時には、施工記録を本学に提出する。また、合わせて提出する完成図等の種類及び提出部数は、特記仕様書による。
- (キ) 事業者は、本学が別途発注する施工上密接に関連する情報システムの整備や備品設置等の業務がある場合には、工程等の調整に協力し、工事全体の円滑な進行に努めること。
- (ク) 工事作業場所は、周囲に適当な柵・囲い等を設け範囲を明確にし、工事関係者以外の立入りを禁止するとともにその旨の表示を徹底すること。また、作業場所以外の場所、隣地及び公道等における作業は禁止し、工事作業場所内の秩序を保持させること。
- (ケ) 「建設業法第24条の7」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

- (コ) 工事現場ではすべての工事関係者に名札を着用させること。また、主任技術者及び監理技術者は顔写真入りの名札を着用すること。
- (サ) 建築物に関する完成検査等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- (シ) 事業者が独自に有する仕様書を用いる場合は、その用いる仕様書を本学に提出し説明するとともに、確認を受けること。
- (ス) 工事完成後、事業者は、事業者独自の品質管理基準による検査を行いこれに合格していることを本学に報告し、施工記録を整備して現場で本学の確認を受けること。
- (セ) 国立大学法人東北大学キャンパス構内及び周辺も含め全面禁煙とする。
- (ソ) 工事用車両用の駐車場所は、構外に確保すること。
- (タ) 工事用電力は、構外より引き込む、または自家発電設備によること。
- (チ) 工事用電話は構外より引き込むまたは携帯電話を使用する。(東北大学既設線路部分は無償貸与する。)
- (ツ) 工事用水は構内利用(分岐メーター設置)できる。

#### イ 住民対応

- (ア) 事業者は、工事に先立ち、周辺に対する工事の説明及び周辺影響調査を行い、工事の円滑な進行と安全を確保する。
- (イ) 事業者は、工事期間中に周辺その他からの苦情等が発生しないよう配慮する。
- (ウ) 事業者は、発生した苦情等については、窓口となり、工程に支障をきたさないように適切に対応を行う。
- (エ) 事業者は、適切な工事工程を立て、工事期間のすべてにおいて近隣に工事内容等を周知する。
- (オ) 事業者は、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が近隣等に与える影響を最小限に抑えるとともに、合理的に要求される範囲内で近隣対応を行うものとする。また、近隣対応の事前及び事後にその内容及び結果を本学に報告するものとする。

#### ウ 安全対策

- (ア) 事業者は、工事範囲内において、学生や教職員等の本学関係者、近隣、来訪者及び工事関係者の安全確保に十分配慮する。
- (イ) 事業者は、工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打ち合わせを行い、運行速度(構内においては20km/h)や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
- (ウ) 安全誘導員及び警備員の配置、工事作業員への教育並びに現場安全パトロールの実施等第三者災害防止策を徹底すること。
- (エ) 工事作業場所内、近隣、通行人等の第三者に対して人身事故、落下事故、火災、倒壊、資材の飛散、騒音及び振動等による被害を与えないための必要な措置を講じた後に作業をさせること。また、近隣の建物、樹木及びその他施設に対しても同様とすること。なお、新営建物計画地周辺にはアンテナが複数あるため、損傷しないよう十分配慮すること。

#### エ 環境対策

- (ア) 事業者は、騒音・振動、悪臭・粉塵、地盤沈下、周辺地域の交通障害及び周辺環境に及ぼす影響などについて、十分な予測と状況把握及び対策を行ったうえ、工事における本学への影響を最小限とするように努める。
- (イ) 周辺地域に、万一、上記の悪影響を与えた場合の苦情対応等は、事業者の責において対応する。
- (ウ) 現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、騒音及び振動が発生する工事を行う場合は事前に申し出ること。
- (エ) 騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。

#### オ 既存環境の保護

- (ア) 事業者は、道路や本学施設等に損傷を与えないよう留意する。
- (イ) 工事期間中に損傷した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- (ウ) 事業者は、工事に際しては、極力既存樹木の保護に努める。また、やむを得ず撤去する必要がある場合には事前に本学の了承を得ること。

#### カ 発生材の処理

- (ア) 事業者は、工事により発生した発生材等（発生土は場外処分とする）について、法令等に定められた方法により適切に処理、処分する。
- (イ) 事業者は、工事により発生する発生材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図る。
- (ウ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用すること。

#### (4) 業務区分表

業務区分	業務内容		業務担当主体	
			本学	事業者
工事	工事施工			○
	本学が整備する情報システム等の LAN		○（機器）	○（配線）
各種許認可申請・取得	許認可申請	申請書類の作成		○
		許認可申請・取得		○
	既存埋設物の事前調査		○	○
各種調査・対策	各種調査、調整			○
	上記調査結果における対策		○	
	周辺調査（敷地現状レベル測量を含む）			○
	近隣住民との調整 ※			○
関係者との調整	本学との調整		○	○
他	行政等完成検査			○
	工事完成確認		○	
	受電後から引き渡し迄の電気使用			○

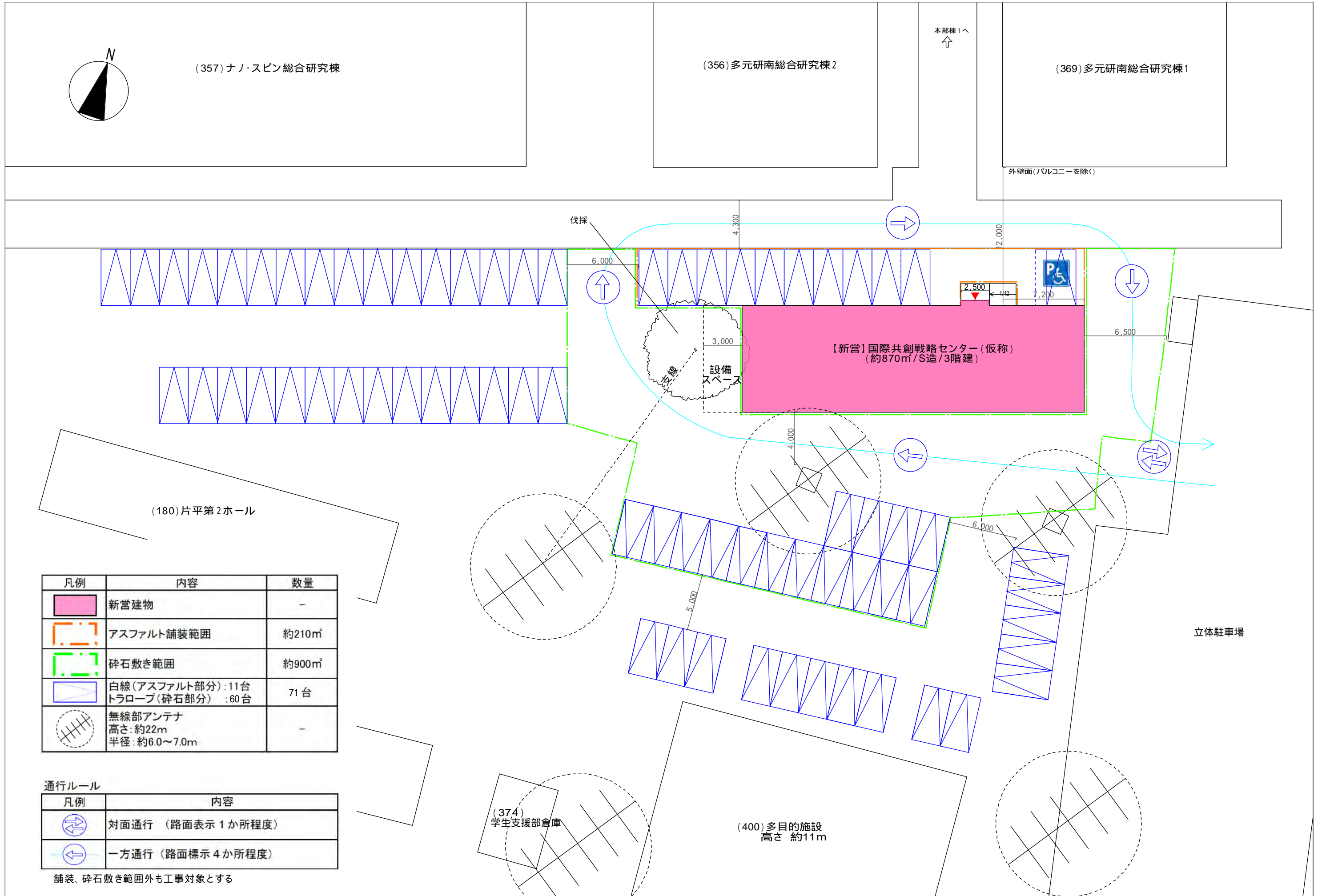
凡例 ○：主分担及び費用（各種申請手数料を含む）が発生する場合の負担者  
 （各種検査における手数料を含む）

※中高層条例における適用除外の対象となるか仙台市建築指導課に確認すること。

(4) 業務区分表

業務区分	業務内容	業務担当主体	
		本学	事業者
事前事後の周辺建物調査	周辺調査		○
	近隣住民との調整、対策	○	○

凡例 ○：主分担及び費用が発生する場合の負担者

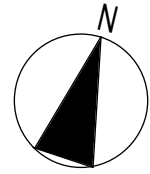


凡例	内容	数量
	新営建物	-
	アスファルト舗装範囲	約210㎡
	砕石敷き範囲	約900㎡
	白線(アスファルト部分): 11台 トラロープ(砕石部分): 60台	71台
	無線部アンテナ 高さ: 約22m 半径: 約6.0~7.0m	-

通行ルール

凡例	内容
	対面通行 (路面表示 1 か所程度)
	一方通行 (路面標示 4 か所程度)

舗装、砕石敷き範囲外も工事対象とする



(357) ナノ・スピンの総合研究棟

(356) 多元研南総合研究棟2

本部棟1へ  
↑

(369) 多元研南総合研究棟1

外壁面(バルコニーを除く)

伐採

4,300

12,000

2,500  
← 442  
7,200

【新営】国際共創戦略センター(仮称)  
(約870m<sup>2</sup>/S造/3階建)

6,500

(180) 片平第2ホール

設備  
スペース

3,000

4,000

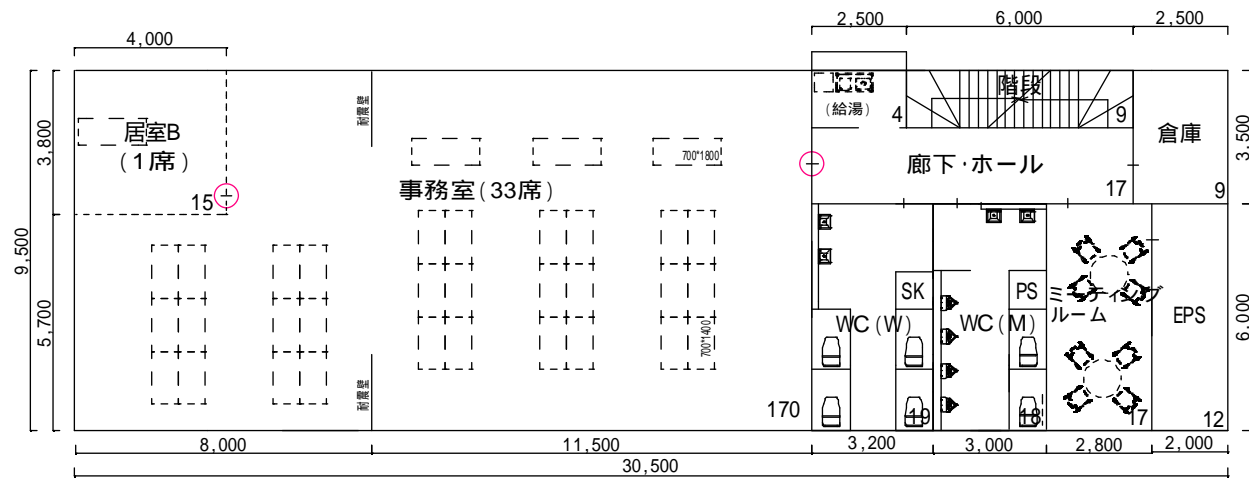
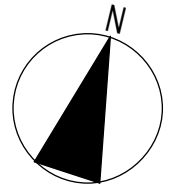
立体駐車場

既調査No.4【付属資料1】

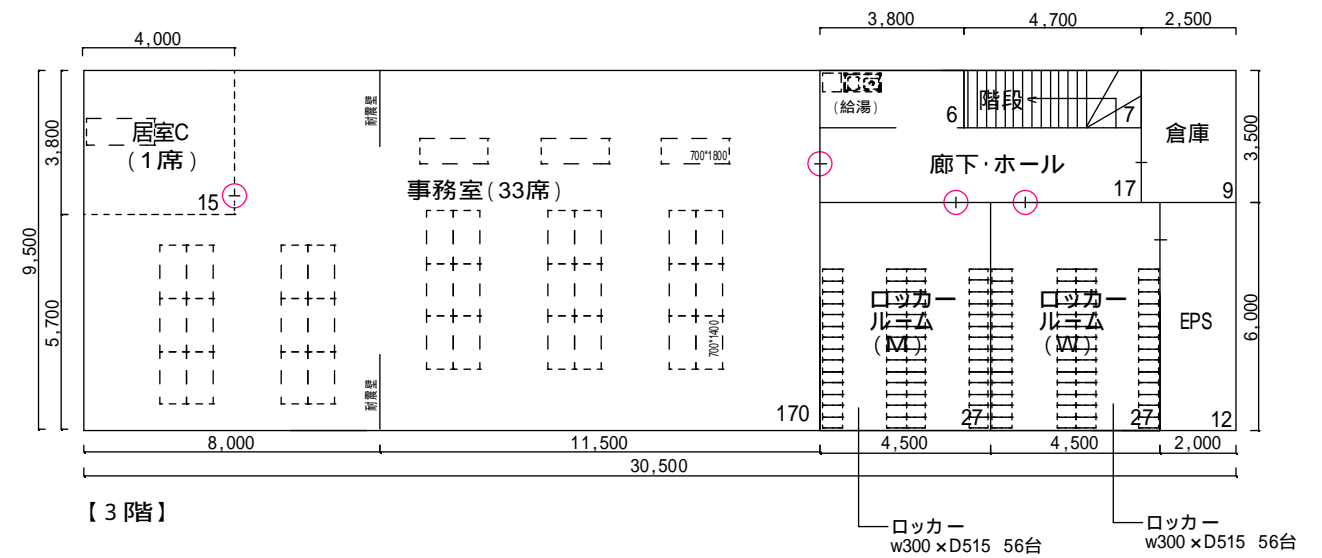
凡例	内容
	新営建物
	本業務地盤調査位置
	工事用地
	無線部アンテナ 高さ:約22m 半径:約6.0~7.0m

(374)  
学生支援部倉庫

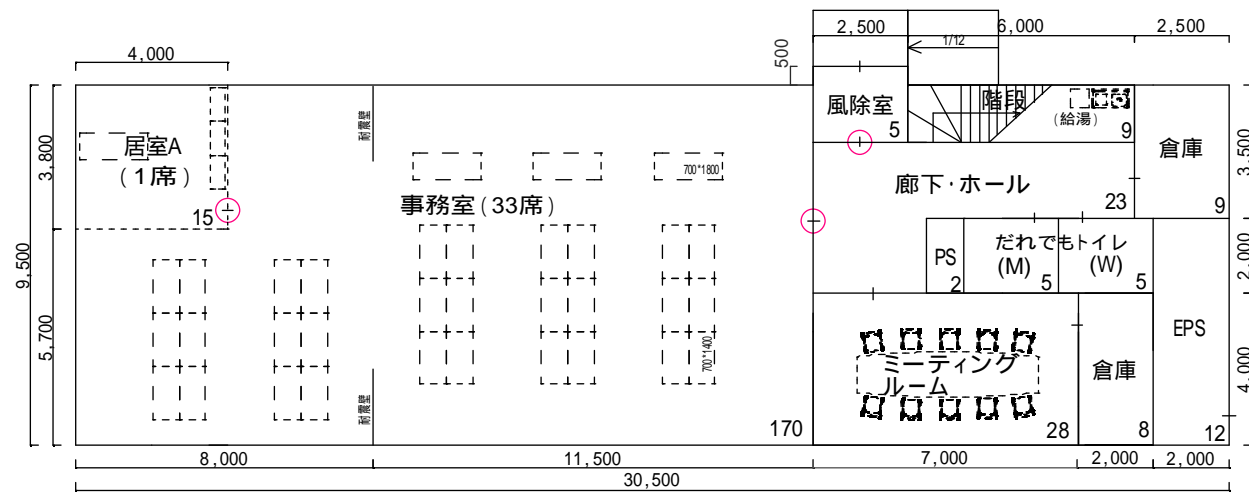
(400) 多目的施設  
高さ 約11m



【2階】



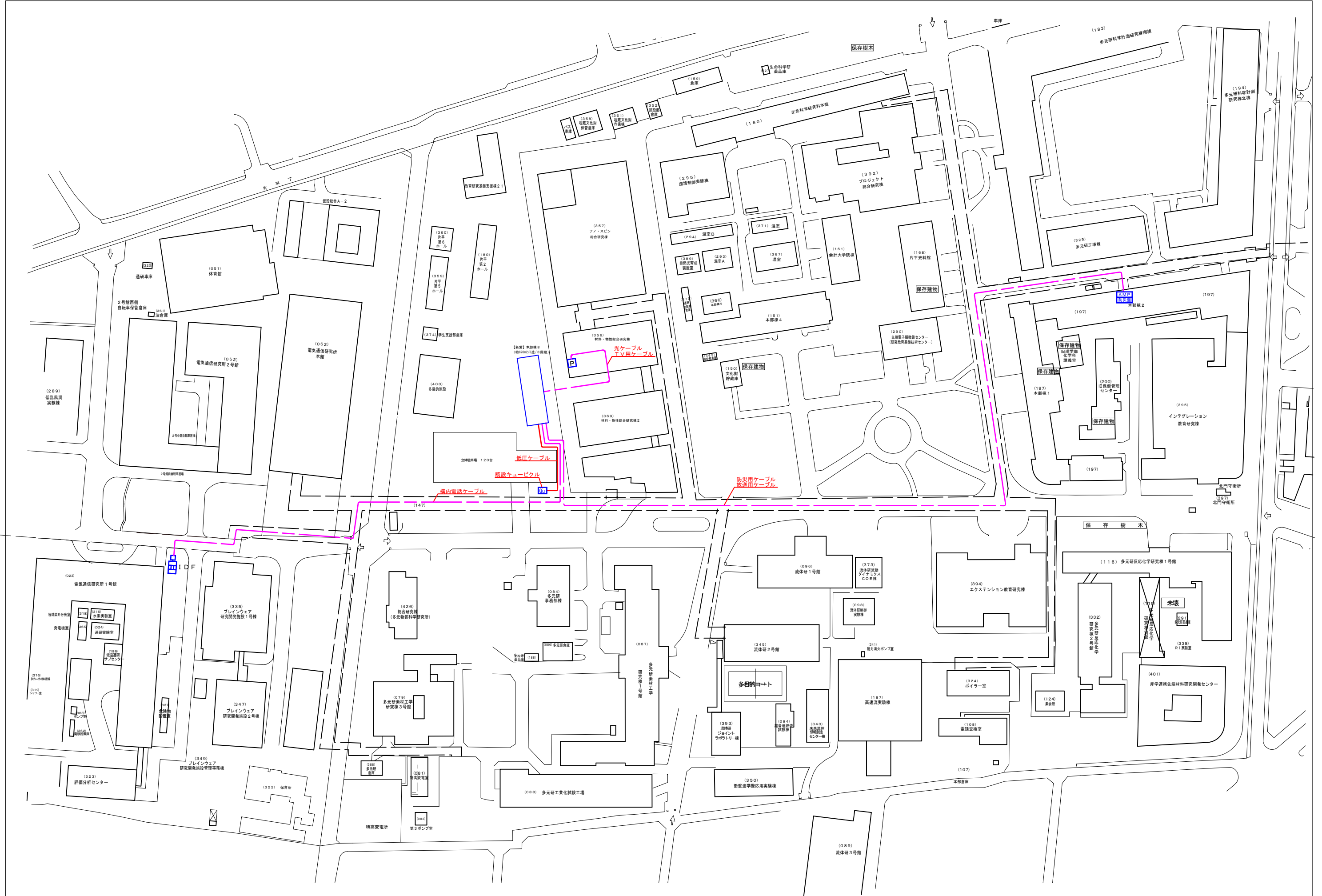
【3階】



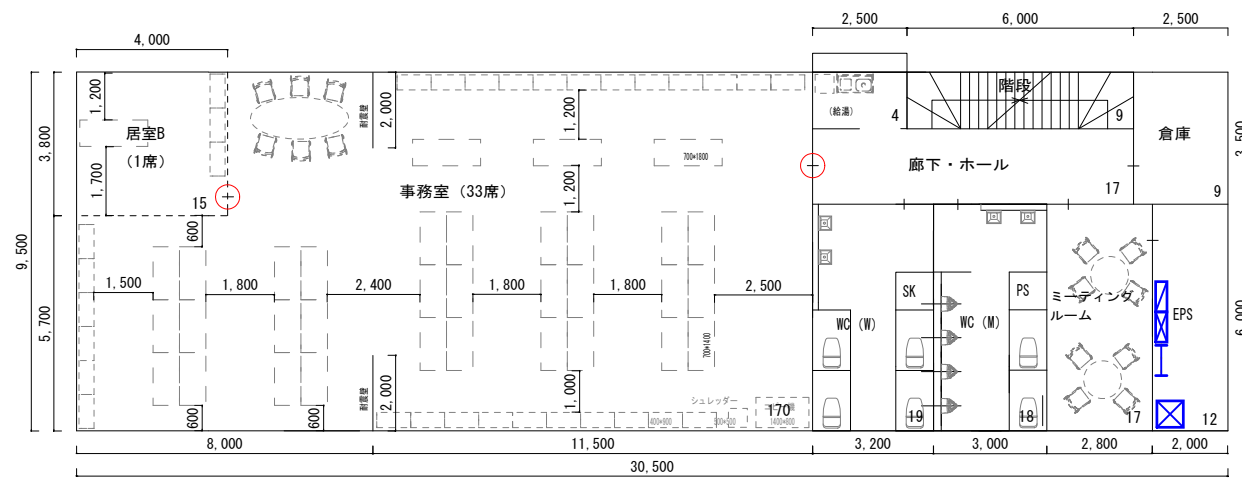
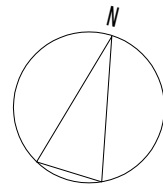
【1階】

○ 電気錠: 9箇所  
【付属資料2】

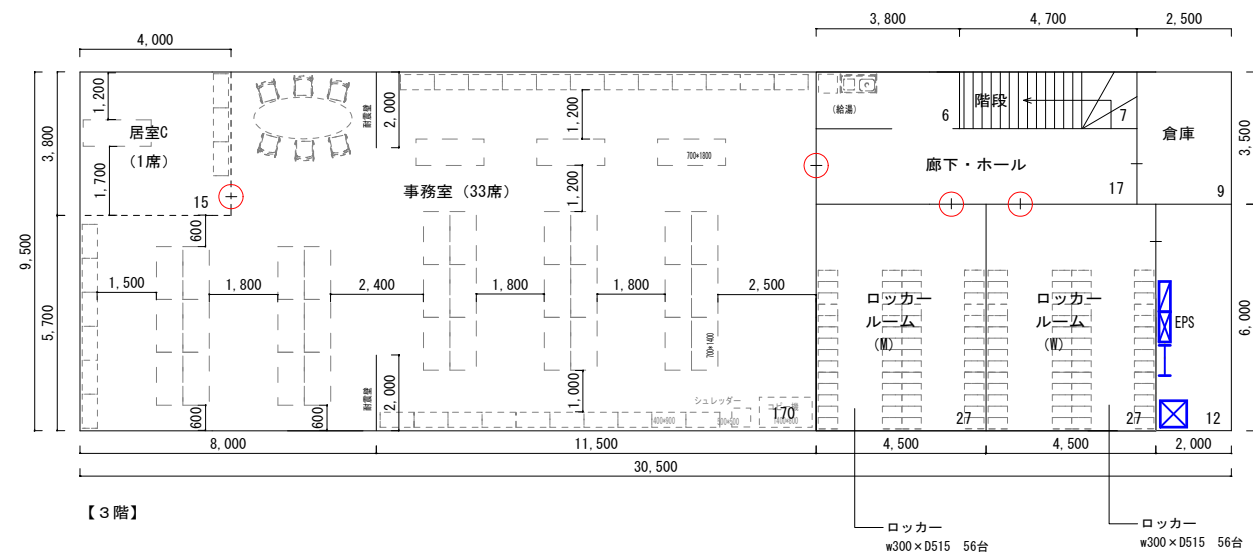
階数	面積 (m <sup>2</sup> )	デスク (席)
3	291	34
2	289.8	34
1	289.8	34
合計	870.6	102 (最大)



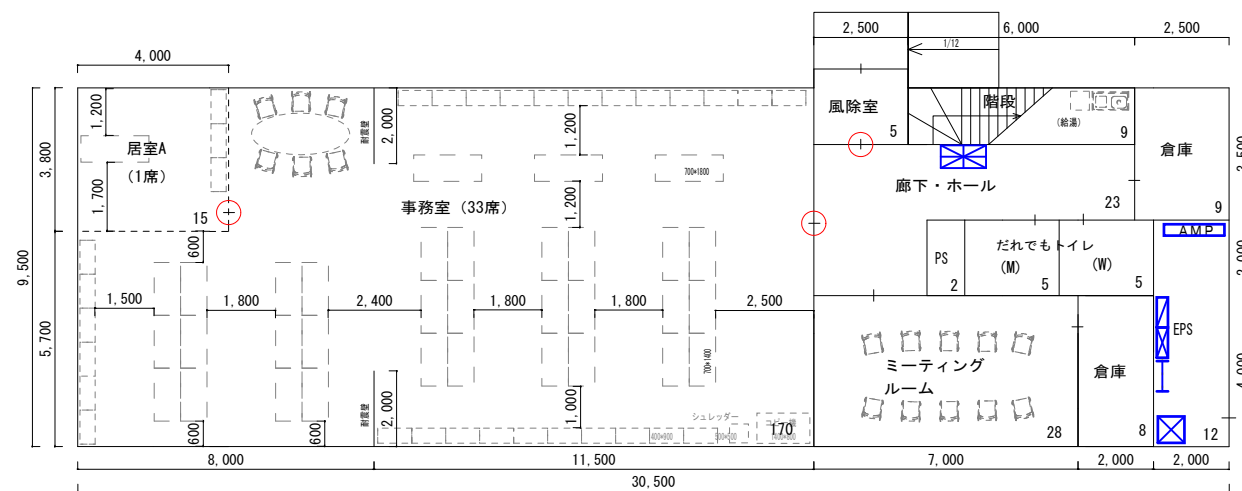




【2階】



【3階】

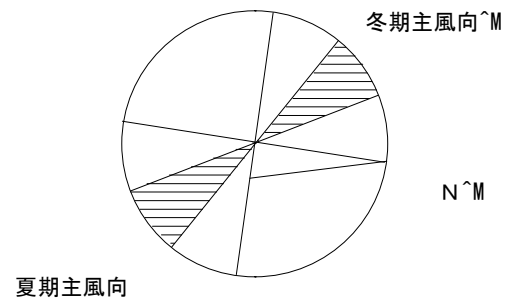


【1階】

○ 電気錠：9箇所  
【付属資料2】

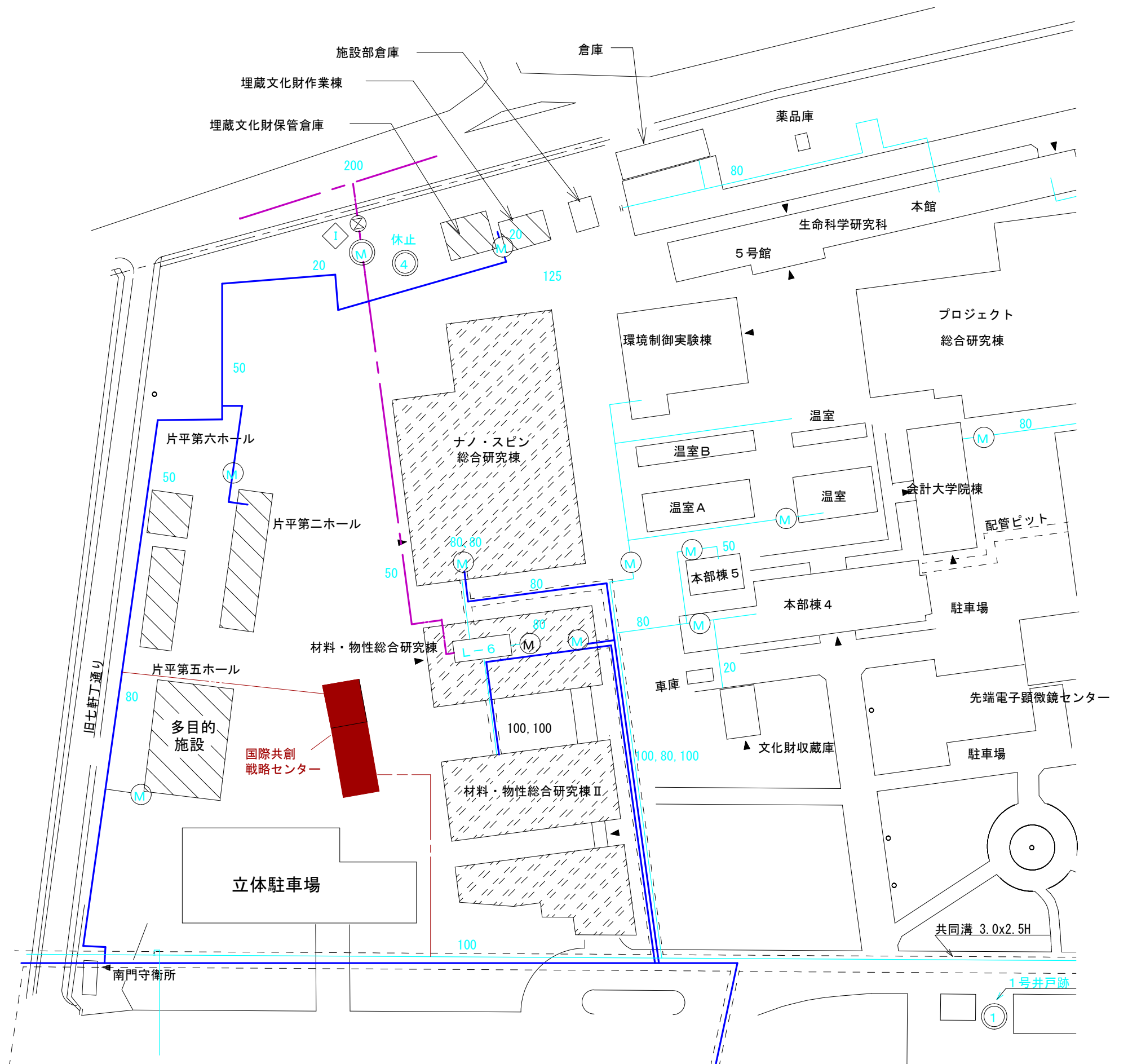
【機器凡例】

項目	凡例	備考
電灯分電盤		
動力分電盤		
ケーブルラック		
放送用アンプ		
情報用ラック		
防災盤		

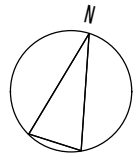


凡 例

記号	名称
	市水管 (二次側)
	市水管 (一次側)
	混合水管
	井水送水管
	受水槽及び機械室
	井水沈砂槽及び濾過器
	市量水器
	私量水器
	止水弁
	さく井
	市水受水槽
	高置水槽
	共同溝 (配管ピット)
	給水 (本工事範囲)
	混合水 (本工事範囲)



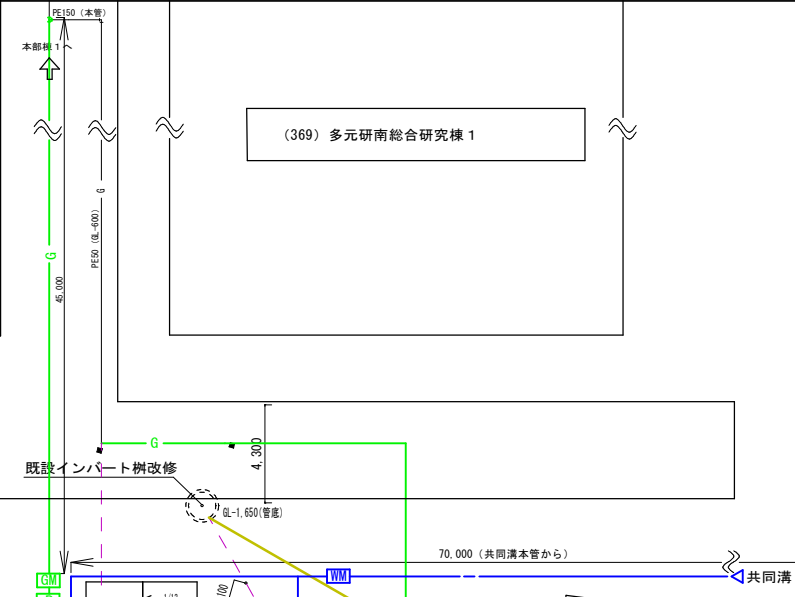
片平団地 参考給水管系統図



(357) ナノ・スピコン総合研究棟

(356) 多元研南総合研究棟 2

(369) 多元研南総合研究棟 1



伐採

室外機は2段置き架台の使用を検討し、省スペースでの配置とすること

【新営】国際共創戦略センター（仮称）  
（約870m<sup>2</sup>/S造/3階建）

(180) 片平第2ホール

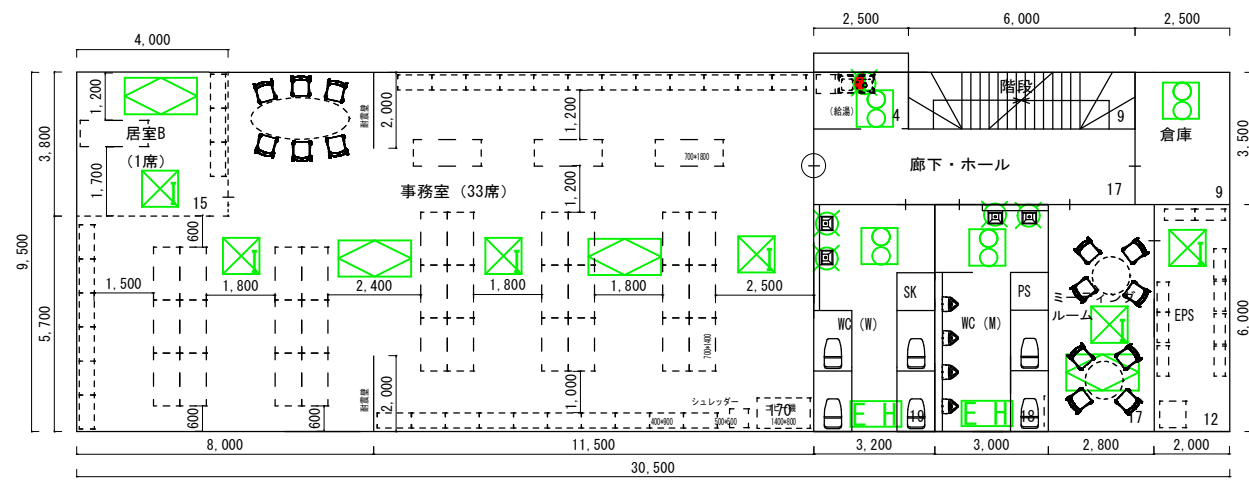
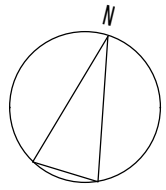
(359) 片平第5ホール

立体駐車場

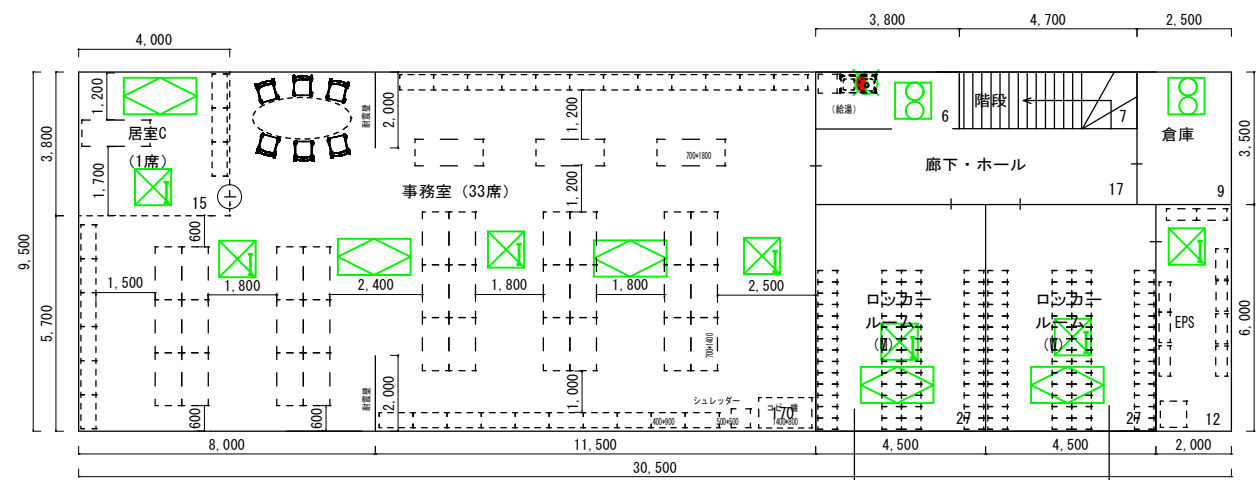
(374) 学生支援部倉庫

(400) 多目的施設  
高さ 約11m

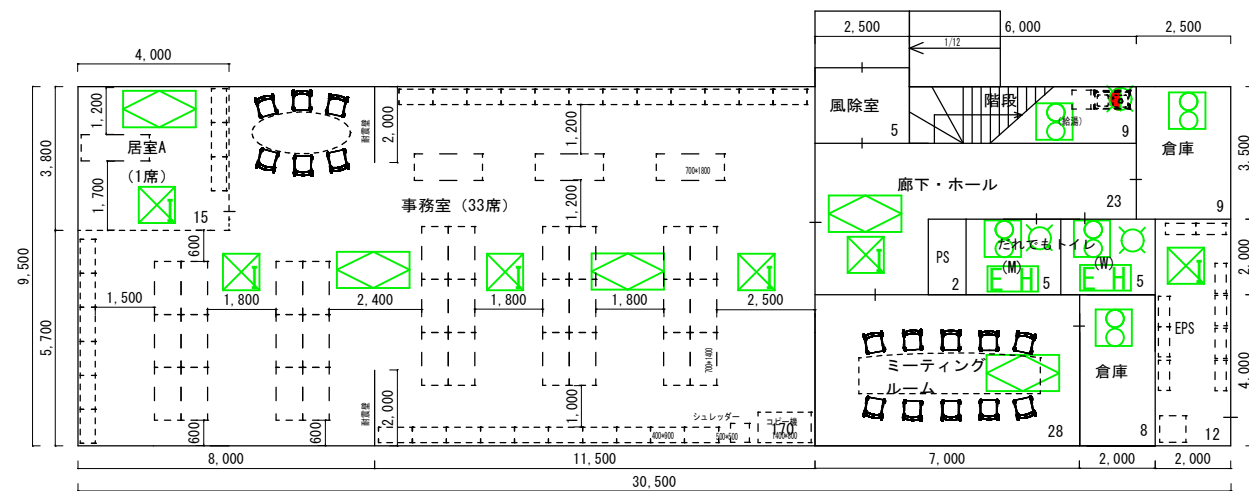
項目	凡例	
支障迂回配管	---	
新設配管	排水管	---
	ガス管	---
	給水	---
	混合水	---
既設配管		---
ガスメーター	GM	
給湯器	B	
水道メーター	WM	
空調機（室外機）	Q	



【2階】



【3階】



【1階】

【機器凡例】

項目	凡例	備考
空調機		
全熱交換器		
換気扇		3種換気
水栓		
混合水栓		
パネルヒーター		電気式

※室外機は原則屋外設備スペースへの配置を検討すること

## 各室の要求水準

## (1) 事務室

面積（1室あたり）	約 170 m <sup>2</sup>
室数	3 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 100VA/m <sup>2</sup> （コンセントはフリーアクセスフロア内にブロックコンセント（4分岐用程度）を机下に配置されるように設置するほか20m <sup>2</sup> に1個程度壁コンセントを設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	フリーアクセスフロア内に情報用モジュラーコンセント、電話用モジュラーコンセントを机下に配置されるよう必要数設置し配線を行う。
テレビ共同受信設備	必要に応じてアウトレット設置
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	電気モータヒートポンプ（EHP）方式（天井カセット4方向吹出型、自動昇降パネル式）とする。
温湿度環境	乾球温度：夏期26℃、冬期22℃ 湿度 成り行き
換気設備	全熱交換機による室別機械換気（設置位置は空調設備に倣うまたシックハウス対応を兼ねる）とする。
その他	<p>フリーアクセスフロア（H=50）とする。</p> <p>外壁開口部にはすべてブラインドボックス及びブラインドを設置する。</p> <p>入退館管理設備用の空配管等を用意する。</p> <p>各室において、以下の什器レイアウトを提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デスク 1400*700：約30台、1800*700：約3～5台（合計33台以上）</li> <li>・打合せテーブル 4～8人用</li> <li>・コピー機 1400*800：1台</li> <li>・シュレッダー 500*500：1台</li> <li>・書類棚 900*400：25台以上</li> </ul> <p>※什器については、別途工事とする。</p> <p>※什器のサイズ、台数については今後変更の可能性あり</p> <p>什器レイアウトに配慮してコンセントや開口部の計画を行うこと。</p>

(2) ミーティングルーム

面積（1室あたり）	約20 m <sup>2</sup> ×1室、約30 m <sup>2</sup> ×1室
室数	2 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 100VA/m <sup>2</sup> （コンセントは適切な間隔で壁に設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	情報コンセント（2個口1箇所）を設置し配線を行う。
テレビ共同受信設備	アウトレット1ヶ所設置
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	電気モータヒートポンプ（EHP）方式（天井カセット4方向吹出型、自動昇降パネル式）とする。
温湿度環境	乾球温度：夏期 26℃、冬期22℃ 湿度 成り行き
換気設備	全熱交換機による室別機械換気（設置位置は空調設備に倣うまたシックハウス対応を兼ねる）とする。
その他	開口部にはすべてブラインドボックス及びブラインドを設置する。  各室において、以下の什器レイアウトを提案すること。 ・約20 m <sup>2</sup> ：打合せテーブル ・約30 m <sup>2</sup> ：打合せテーブル 10人以上用 ※什器については、別途工事とする。  什器レイアウトに配慮してコンセントや開口部の計画を行う。

(3) 居室A、B、C

面積（1室あたり）	約10 m <sup>2</sup>
室数	3 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 100VA/m <sup>2</sup> （コンセントはフリーアクセスフロア内にブロックコンセント（4分岐用程度）を机下に配置されるように設置するほか20m <sup>2</sup> に1個程度壁コンセントを設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	フリーアクセスフロア内に情報用モジュラーコンセント、電話用モジュラーコンセントを机下に配置されるよう必要数設置し配線を行う。
テレビ共同受信設備	アウトレット1ヶ所設置
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	電気モータヒートポンプ（EHP）方式（天井カセット4方向吹出型、自動昇降パネル式）とする。
温湿度環境	乾球温度：夏期 26℃、冬期 22℃ 湿度 成り行き
換気設備	全熱交換機による室別機械換気（設置位置は空調設備に倣うまたシックハウス対応を兼ねる）とする。
その他	<p>入退館管理設備用の空配管等を用意する。</p> <p>フリーアクセスフロア（H=50）とする。</p> <p>外壁開口部にはすべてブラインドボックス及びブラインドを設置する。</p> <p>各室において、以下の什器レイアウトを提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・デスク 1800*700：1台</li><li>・書類棚 900*400：3台以上</li></ul> <p>※什器については、別途工事とする。</p> <p>什器レイアウトに配慮してコンセントや開口部の計画を行う。</p>

(4) ロッカールーム

面積（1室あたり）	約30㎡
室数	2室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 100VA/㎡（20㎡に1個程度壁コンセントを設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110による）。照明制御（初期照度補正）を行う。人感センサー等で点滅制御を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	電気モータヒートポンプ（EHP）方式（天井カセット4方向吹出型、自動昇降パネル式）とする。
温湿度環境	乾球温度：夏期26℃、冬期22℃ 湿度 成り行き
換気設備	全熱交換機による室別機械換気（設置位置は空調設備に倣うまたシックハウス対応を兼ねる）とする。
その他	入退館管理設備用の空配管等を用意する。 外壁開口部を設ける場合には、FL+1900以上、曇りガラスとする。  各室において、以下の什器レイアウトを提案すること。 ・ロッカー 300*515：54台以上 ・ソファベッド 1800*900：1台 ※什器については、別途工事とする。  什器レイアウトに配慮してコンセントや開口部の計画を行う。



(5) 給湯スペース

面積（1部屋あたり）	約5 m <sup>2</sup>
室数	3室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 300VA/m <sup>2</sup> （コンセントは適切な間隔で壁に設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。人感センサー等で点滅制御を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	あり（シンク）
空調設備	-
温湿度環境	-
換気設備	天井扇による第3種換気
その他	<p>外壁開口部にはすべてブラインドボックス及びブラインドを設置する。</p> <p>各室において、以下の什器等レイアウトを提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニキッチン 約1200*約500：1台（本工事に含む）</li><li>・冷蔵庫 500*500：1台</li><li>・電子レンジ 450*350：1台</li></ul> <p>※什器については、別途工事とする。</p> <p>什器レイアウトに配慮してコンセントや開口部の計画を行う。</p>

(6) WC

面積（1部屋あたり）	約20 m <sup>2</sup>
室数	2 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 300VA/m <sup>2</sup> （コンセントは適切な間隔で壁に設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。人感センサー等で点滅制御を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	あり（便器・手洗器等）
空調設備	パネルヒーター
温湿度環境	-
換気設備	天井扇による第3種換気
その他	<p>開口部を設ける場合には、曇りガラスとする。</p> <p>各室において、以下の衛生器具等レイアウトを提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・男子 大便器：2台以上 小便器：4台以上 手洗い：2か所以上</li><li>・女子 大便器：4台以上 手洗い：2か所以上 パウダースペース：適宜</li><li>・男子便所または女子便所内 SKおよび収納スペース：約1000*約1000</li><li>・だれでもトイレ バリアフリー法に適用した仕様とする。 呼出しボタンを設置する。</li></ul>

(7) 風除室

面積（1部屋あたり）	約5 m <sup>2</sup>
室数	1室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 100VA/m <sup>2</sup> （20m <sup>2</sup> に1個程度壁コンセントを設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。人感センサー等で点滅制御を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	情報コンセント（2個口1箇所）を設置し配管配線を行う。
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	なし
温湿度環境	-
換気設備	-
その他	入退館管理設備用の空配管等を用意する。  ・各階の案内板（各課の場所を階数ごとに記載）を壁面に設ける。 各課名を変更可能とする。 ※1階廊下・ホールに設置も可

(8) 倉庫

面積（1部屋あたり）	約10 m <sup>2</sup>
室数	4室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	20m <sup>2</sup> に1個程度壁コンセントを設置する
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	-
温湿度環境	-
換気設備	天井扇による第3種換気
その他	開口部は設けない。

(9) 廊下・ホール

面積（1か所あたり）	約20 m <sup>2</sup> ×3か所
室数	- 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	照明用・コンセント用電力 100VA/m <sup>2</sup> （20m <sup>2</sup> に1個程度壁コンセントを設置する）
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。照明制御（初期照度補正）を行う。人感センサー等で点滅制御を行う。
情報通信網設備・構内交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	電気モータヒートポンプ（EHP）パッケージエアコン（天井カセット4方向吹出型、自動昇降パネル式）とする。（1階のみ）
温湿度環境	乾球温度：夏期 26℃、冬期 22℃ 湿度 成り行き
換気設備	全熱交換機による室別機械換気（設置位置は空調設備に倣うまたシックハウス対応を兼ねる）とする。（1階のみ）
その他	外壁開口部にはすべてブラインドボックスを設置する。

(11) EPS

面積（1か所あたり）	約10 m <sup>2</sup>
室数	3 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	メンテナンス用コンセントを必要に応じて設置する。
照明設備	適切な室内照度を確保する（JIS Z9110 による）。
情報通信網設備・構内 交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	電気モータヒートポンプ（EHP）パッケージエアコン（自動昇降パネル式）とする。
温湿度環境	-
換気設備	-
その他	-

(10) 階段

面積（1か所あたり）	約25 m <sup>2</sup>
室数	- 室
天井高	2,500 mm
コンセント設備	各階踊り場に壁コンセントを設置する
照明設備	関係法規に従い適切な照度を確保する（JIS Z9110 による）。人感センサー等で点滅制御を行う。
情報通信網設備・構内 交換設備	なし
テレビ共同受信設備	なし
音響・映像設備	なし
給排水設備	なし
空調設備	なし
温湿度環境	-
換気設備	-
その他	-

外部仕上

屋根	上葺材：カラーガルバリウム鋼板 t = 0.6	外壁	窯業系サイディング t = 16
	断熱材：グラスウール保温材 t = 100 (10 k g / m <sup>3</sup> )		鋼製下地
	下葺材：カラーガルバリウム鋼板 t = 0.6		
	裏面) 発砲ポリエチレンフォーム t = 4	パラペット裏	カラーガルバリウム鋼板 t = 0.6
	雪止めアンクル：メッキ品 (1段)		透湿防水シート
			下地：石膏ボード t = 9.5
特記事項	ホルムアルデヒド発散建築材料は、F☆☆☆☆とする。		
	使用する材料は全て石綿・クロルピリホスを含まないものとする。		
	指定建築材料については、JIS又はJASに適合するものを使用する。		
	内装クロスの誘発目地を設けるものとする。		
	胴縁最下部は防水処理を行うこと。(詰めモルタル・シーリング)		
	ZEB Readyとし、CASBEEのBEE値1.0以上を確保すること。		



## 内部仕上

階	室名	床	巾木	壁	天井
1	風除室	防滑長尺塩ビシート t=2.5	ステンレス 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
		下地：コンクリート金ゴテ		下地：石膏ボード t=12.5	
	廊下・ホール	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
		下地：コンクリート金ゴテ		下地：石膏ボード t=12.5	
	事務室	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	吸音石膏ボード t=12
		OAフロア H=50 (樹脂製)		下地：石膏ボード t=12.5	下地：石膏ボード t=9.5
		下地：コンクリート金ゴテ			
	居室A	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
		OAフロア H=50 (樹脂製)		下地：石膏ボード t=12.5	
		下地：コンクリート金ゴテ			
ミーティング ルーム	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5	
	下地：コンクリート金ゴテ		下地：石膏ボード t=12.5		
だれでもトイレ	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5	
	下地：コンクリート金ゴテ		下地：シーリング石膏ボード t=12.5		
EPS	塗装	ソフト 60	ガラスウールガラスクロス付	ガラスウールガラスクロス付	
	下地：コンクリート金ゴテ		ボタン押え t 50	ボタン押え t 25	
			下地：石膏ボード t=12.5	下地：石膏ボード t=9.5	
倉庫	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5	
	下地：コンクリート金ゴテ		下地：石膏ボード t=12.5		
2	廊下・ホール	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
				下地：石膏ボード t=12.5	
	事務室	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	吸音石膏ボード t=12
		OAフロア H=50 (樹脂製)		下地：石膏ボード t=12.5	下地：石膏ボード t=9.5
	居室B	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
		OAフロア H=50 (樹脂製)		下地：石膏ボード t=12.5	
	ミーティング ルーム	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
				下地：石膏ボード t=12.5	
	トイレ	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
		下地：シーリング石膏ボード t=12.5			
EPS	塗装	ソフト 60	ガラスウールガラスクロス付	ガラスウールガラスクロス付	
			ボタン押え t 50	ボタン押え t 25	
			下地：石膏ボード t=12.5	下地：石膏ボード t=9.5	
倉庫	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5	
			下地：石膏ボード t=12.5		
3	廊下・ホール	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
				下地：石膏ボード t=12.5	
	事務室	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	吸音石膏ボード t=12
		OAフロア H=50 (樹脂製)		下地：石膏ボード t=12.5	下地：石膏ボード t=9.5
	居室C	タイルカーペット t=6	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
		OAフロア H=50 (樹脂製)		下地：石膏ボード t=12.5	
	ロッカー ルーム	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5
				下地：石膏ボード t=12.5	
	EPS	塗装	ソフト 60	ガラスウールガラスクロス付	ガラスウールガラスクロス付
		ボタン押え t 50		ボタン押え t 25	
		下地：石膏ボード t=12.5		下地：石膏ボード t=9.5	
倉庫	長尺塩ビシート t=2.3	ソフト 60	ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード t=9.5	
			下地：石膏ボード t=12.5		

リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	事業者
技術条件	工法等	採用工法の性能確保、工法・仕様の特異性、使用機械・器具装置の故障、仕様材料の品質のバラつき		
	その他	工法・施工手順に関する技術提案		
自然条件	湧水・地下水	湧水の発生、地下水位の影響等		
	支持地盤	軟弱地盤、掘削深さ、ボーリング、ヒービング等支持地盤の影響等		
	作業用道路・ヤード	傾斜地、高台等での作業用道路・作業ヤードの制約		
	気象、海象	雨、雪、風、潮風、気温、波浪等の影響		
	その他	既存樹木等に対する配慮		
社会条件	地中障害物	地下埋設物、地中配管・配線等の地中障害物の撤去・移設（大学が事前に公表した地下埋設物の処理に関するものを除く）		
	近接施工	工事の影響に配慮すべき既存施設、鉄道道路、道路、架空線、隣接建築物等の近接物		
	騒音・振動	外来者、施設使用者、周辺住民等に対する騒音・振動・粉塵の配慮		
	水質汚濁	周辺水域住民に対する地下水・河川等の汚濁の配慮		
	作業用道路・ヤード	生活道路を利用する際の資機材搬入等の工事用道路の制約・規制、作業ヤードの制約・規制		
	その他	騒音・振動・粉塵・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		

マネジメント特性	他工区調整	近隣工事・他工事との工程調整		
	近隣対応	外来者、施設使用者、近隣住民の対応		
	関係機関対応	関係行政機関との調整		
	工程管理	工期・工程の制約、変更への対応（工程変更等に伴うものを含む）		
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ、特殊性（高い品質管理精度の要求を含む）		
	安全管理	高所作業、地下作業、夜間作業等の危険作業、多数の外来者・使用者		
	その他	災害時の応急復旧等		
その他	不可抗力	地震等による地盤、建物の被害		
	人為的なミス	設計のミス、積算の間違い		
	法律・基準の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更		
	既存建築物	インフラ整備における既存建物の影響		
	その他	契約不履行、労働争議、施設管理体制、機密保持、環境負荷の抑制		

注) はケースバイケースで判断すべき項目。また、発注者側の責に帰すべき事由によるものや、予期できないものについては発注者側の責任とすることを原則とする。

規程等に基づき一部負担

## 設計成果品図面リスト、追加業務

## 1. 設計業務委託特記仕様書

項目は○印のついたものを適用する。

## (1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

## 実施設計（建築）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
総合（意匠）			
(1) 要求等の確認	( ) 要求等の確認	●	
	( ) 設計条件の変更等の場合の協議		
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	( ) 法令上の諸条件の調査		
	( ) 計画通知に係る関係機関との打合せ		
(3) 実施設計方針の策定	( ) 総合検討		
	( ) 実施設計のための基本事項の確定		
	( ) 実施設計方針の策定及び説明		
(4) 実施設計図書の作成	( ) 実施設計図書の作成		
	( ) 計画通知図書の作成		
(5) 概算工事費の検討		●	
(6) 実施設計内容の説明等			
構造			
(1) 要求等の確認	( ) 要求等の確認	●	
	( ) 設計条件の変更等の場合の協議		
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	( ) 法令上の諸条件の調査		
	( ) 計画通知に係る関係機関との打合せ		
(3) 実施設計方針の策定	( ) 総合検討		
	( ) 実施設計のための基本事項の確定		

	( ) 実施設計方針の策定及び説明		
(4) 実施設計図書の作成	( ) 実施設計図書の作成		
	( ) 計画通知図書の作成		
(5) 概算工事費の検討		•	
(6) 実施設計内容の説明等			

実施設計（設備）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	( ) 要求等の確認	•	
	( ) 設計条件の変更等の場合の協議		
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	( ) 法令上の諸条件の調査		
	( ) 計画通知に係る関係機関との打合せ		
(3) 実施設計方針の策定	( ) 総合検討		
	( ) 実施設計のための基本事項の確定		
	( ) 実施設計方針の策定及び説明		
(4) 実施設計図書の作成	( ) 実施設計図書の作成		
	( ) 計画通知図書の作成		
(5) 概算工事費の検討		•	
(6) 実施設計内容の説明等			

(2) 追加業務

• 積算業務

- 積算数量算出書の作成（数量調書の作成を含む。）
- 単価作成資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 工事費内訳書の作成（直接工事費の算出までとし、共通費の算出は含まない。ただし、積み上げによる共通費の算出は含む。）

• 透視図作成

- 〔種類(外観)、判の大きさ(A3)、枚数(1)、額の有無(有)及び材料( )〕
- 〔種類(内観)、判の大きさ(A3)、枚数(1)、額の有無(有)及び材料( )〕

• 透視図の写真撮影

- 〔カット枚数( )、判の大きさ( )及び白黒・カラーの別( )〕

• 模型製作

- 〔縮尺( )、主要材料( )、ケースの有無( )及び材質( )〕

- 模型の写真撮影
  - [カット枚数( )、判の大きさ( )及び白黒・カラーの別( )]
- 計画通知手続き業務(手数料を含む。)  
申請書作成および申請手続きは建築設計にて行う。設備設計は図面及びデータ提供等を行う。
- 既存建物耐震診断業務
- 免震構造大臣認定手続き業務(性能評価手数料、告示又は大臣認定手数料を含む。)  
用途地域における建築等許可申請書(変更許可申請書)の作成及び手続き業務(手数料を含む。)
- 日影による建築物の高さの特例許可申請書の作成及び手続き業務  
景観条例に基づく届出書の作成及び手続き業務  
市区町村指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び手続き業務(標識看板の作成、設置報告書の提出、日影図の作成)  
建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出に関する資料の作成及び手続き業務(手数料を含む。)  
申請書作成および申請手続きは建築設計にて行う。設備設計は図面及びデータ提供等を行う。
- 防災計画評定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き業務(手数料を含む。)
- 構造評定又は構造性能評価に関する資料の作成及び申請手続き業務(手数料を含む。)
- ライフサイクルコスト(LCC)の算定  
建築物のライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房営繕部監修)に付属するLCC計算プログラムにより、LCCの検討を行う。
- グリーン購入計画書の作成  
設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として取りまとめを行う。
- リサイクル計画書の作成  
設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- 環境保全性能評価の実施  
設計成果について、下記により評価を実施し、その結果を提出する。  
総合的な環境保全性能の評価: CASBEE - 新営・改修による。  
生涯二酸化炭素排出量(LCCO<sub>2</sub>)の評価: グリーン庁舎評価システム GBES による。  
建築物のエネルギー消費性能の評価: エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)を用い、標準入力法にてエネルギー消費効率(BEI)が『ZEB』, 『Nearly ZEB』, 『ZEB Ready』, 『ZEB Oriented』を達成しているかの確認を行う。  
電気・機械設備設計にてエネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版・標準入力法)で評価を実施する。  
—断熱性能等の建築設計部分については建築設計より、データ提供等を行う。—
- BELS 申請業務  
建築物の環境性能に関する第三者認証による評価(建築物省エネルギー性能評価制度(BELS))において『ZEB』, 『Nearly ZEB』, 『ZEB Ready』, 『ZEB Oriented』の省エネルギー性能評価の認証を取得する。  
第三諸認証評価機関への申請業務(申請手数料を含む。)  
「省エネルギー性能表示」及び「評価書」の取得
- 工事工程表の作成
- 住民説明用資料の作成及び配布
- 消防用設備等設置計画、防火対象物変更届等に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務
- 電力施設の協議書等提出に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務  
上水道施設の協議書等提出に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務(水道加入金・開発負担金は含まない。)  
下水道法に係る下水道施設の協議書等提出に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務  
水質汚濁防止法に係る特定施設協議書等提出に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務

- R I 取扱い施設に係る届出に必要なとなる学内関係部署との調整、図面及び計算書等の作成業務（申請手続きは含まない。）  
届出は学内の担当部署が行う。  
建築設計・設備設計は図面・計算書等の資料提供を行う。
- 現地調査（周辺敷地測量、敷地現況レベル測量等）
- 地中埋設物調査（電線、配管等）（GL-3000程度、調査面積1,000㎡程度）  
現況建物調査（周辺敷地、既存建物、現況雨水桝・排水桝・管底レベル測量、敷地現況レベル測量・各建物離隔距離測量）  
建築設計は上記の既存建築物に係る調査と雨水管・桝調査を行う。  
設備設計は上記の既存設備に係る調査と排水管・桝調査を行う。
- • アスベスト含有建材分析調査（10検体）及び報告書の作成  
建築設計は建材（床壁天井材等）、設備設計は保温・ダクトパッキン、貫通処理材など
- • 総合的設計による一団地認定申請に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務（既存表示板：1,000×1,600シート2箇所を更新を含む。）
- • 埋蔵文化財届出等に係る図面等の作成（東北大学が行う関係官庁協議や報告書のための掘削範囲図及び掘削数量調書の作成）  
工事計画概要（工事発注に伴う概要図書、基本設計及び実施設計内容説明書（設計趣旨）等）の作成
- • ごみ集積施設の設置等に関する資料の作成及び申請手続き業務
- • テレビ受信障害事前調査の実施（受信障害予測シミュレーションを行い、現場調査によりテレビ受信障害予測範囲を検討する。）
- • 杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画書の作成（既存計画の更新）及び手続き業務
- • 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づく届出書の作成及び手続き業務
- • 広瀬川の清流を守る条例に基づく届出書の作成及び手続き業務
- • 宅地造成等規制法に基づく届出書の作成及び手続き業務
- • 高速鉄道南北線・東西線近接協議に係る関係機関との調整、図面等の作成及び手続き業務
- 施設カルテの作成（大学フォーマットへの記入）  
工事データ集の作成（大学フォーマットへの記入）
- • 既存遡及適用対応調査及び設計（増築及び全体認定計画等による既存遡及適用対応についての調査及び設計）および関係機関との調整及び図面等の作成
- • 全体計画に係わる検討（東北大学病院・既存不適格の対応）
- • 危険物貯蔵所設置許可（消防法上・建築基準法上の危険物に該当する取扱、貯蔵数量、種別区分）のとりまとめ及び行政との協議等（申請手数料除く）  
工事計画図の作成（総合仮設計画図（居ながら改修）、移転計画の作成。（配線・配管の切り直し等の検討含む））
- • 復旧する梁のせん断補強検討及びコンクリート壁の打ち直しによる重量、剛性検討業務
- • 医療法等の諸条件に係る厚生局・保健所・関係機関等との調整及び打合せ
- • 医療機器装置設置のための諸条件に係る装置導入予定業者との調整及び打合せ
- • 基本設計内容の検討・協議に関する委員会等への参加及び資料の作成（5回程度、資料部数50部程度）
- • 医療機器装置の搬入、設置のための諸条件に係る装置導入予定業者との調整及び打合せ。また、搬入経路に関する検討。
- • 実験機器装置の搬入、設置のための諸条件に係る装置導入予定業者との調整及び打合せ。また、搬入経路に関する検討。
- 地盤調査業務（地盤調査特記仕様書参照）

## 2. 成果物及び提出部数等

### (1) 実施設計

成果物	原図	陽画焼 又は複写	製本形態	摘要
a. 総合（意匠） 建築物概要書 総合（意匠）設計図 特記仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図（機械設備基礎） 建物とりのわし図 建物移設図	各1部 各1部	( _ _ 1 )部 ( _ _ 1 )部	トレーシングペーパーによる提出	A 4判 A 1判
仮設計画図 新営に伴う撤去図 ( ) ( ) ( ) ( ) 各種計算書 （安全衛生チェックリスト含む） 採光・換気・排煙計算書 普通階算定書 上記以外に必要な計算書 ・工事費概算書 （コスト管理検討書を含む） 計画通知図書 ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )	各1部 各1部 各1部 各1部	( _ _ 1 )部 ( _ _ 1 )部 ( _ _ 1 )部 ( _ _ 1 )部	ファイル綴 ファイル綴 ファイル綴	A 4判 A 4判 A 4判 折込
b. 構造 構造設計図 特記仕様書 天伏図（各階） 軸組図 部材断面図 標準詳細図 部分詳細図 共同溝関連図 ( ) ( )	各1部	( _ _ 1 )部	トレーシングペーパーによる提出	A 4判 折込



<p>( )</p> <p>( )</p> <p>構造計算書</p> <p>設備等基礎構造計算書</p> <p>• 既存コンクリート強度試験報告書</p> <p>• 耐震診断報告書(二次)</p> <p>• 工事費概算書</p> <p>(コスト管理検討書を含む)</p> <p>計画通知図書</p> <p>• ( )</p> <p>• ( )</p> <p>• ( )</p> <p>• ( )</p>	<p>各1部</p> <p>各1部</p> <p>各1部</p> <p>各1部</p> <p>各1部</p> <p>各1部</p> <p>各1部</p>	<p>(__1_)部</p> <p>(__1_)部</p> <p>(__ )部</p> <p>(__1_)部</p> <p>(__1_)部</p> <p>(__5_)部</p>	<p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p>	<p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>折込</p>
<p>c. 設備(電気設備)</p> <p>電気設備設計図</p> <p>特記仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>電灯設備図</p> <p>動力設備図</p> <p>電熱設備図</p> <p>雷保護設備図</p> <p>受変電設備図</p> <p>電力貯蔵設備図</p> <p>発電設備図</p> <p>構内情報通信網設備図</p> <p>構内交換設備図</p> <p>情報表示設備図</p>	<p>各1部</p>	<p>(__1_)部</p> <p>(__1_)部</p>	<p>トルシグ'ハ°-ハ° による提出</p> <p>A4判仮製本 (文字入)</p>	<p>A_1判</p> <p>A_3判</p>
<p><del>映像・音響設備図</del></p> <p>拡声設備図</p> <p>誘導支援設備図</p> <p>テレビ共同受信設備図</p> <p>監視カメラ設備図</p> <p>(空配管のみ)</p> <p><del>駐車場管制設備図</del></p> <p>防犯・入退室管理設備図</p> <p>(空配管のみ)</p> <p>火災報知設備図</p> <p>集中検針設備図</p> <p><del>中央監視制御設備図</del></p> <p>構内配電線路図</p> <p>構内通信線路図</p> <p>テレビ電波障害防除設備図</p> <p>梁貫通スリーブ計画図</p> <p>(耐震壁含む)</p> <p>支障配線迂回図</p> <p><del>とりこわしに伴う撤去図</del></p> <p>(改修に伴う撤去図 )</p> <p>( )</p> <p>( )</p> <p>( )</p> <p>各種計算書</p> <p>(安全衛生チェックリスト含む)</p> <p>照明計算書</p> <p>負荷設備容量算出表</p> <p>幹線計算書</p> <p>変圧器容量計算書</p>	<p>各1部</p>	<p>(__1_)部</p>	<p>ファイル綴</p>	<p>A_4判</p>

短絡電流計算書 電界強度計算書 蓄電池容量計算書 自家発電設備関係計算書 機器用架台及び固定金物 鋼材規格決定計算書 重量機器等耐震計算書 免振変位吸収部計算書 上記以外に必要な計算書 ・ 工事費概算書 (コスト管理検討書を含む) 計画通知図書 ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )	各 1 部 各 1 部	( __ 1 ) 部 ( __ 5 ) 部	ファイル綴 ファイル綴	A 4 判 A 4 判 折込
d . 設備 ( 給排水衛生設備 ) 給排水衛生設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 雨水・排水再利用設備図 給湯設備図 消火設備図	各 1 部	( __ 1 ) 部  ( __ 1 ) 部	トーシグ°ハ°- による提出  A 4 判仮製本 ( 文字入 )	A 1 判  A 3 判
ガス設備図 特殊ガス設備図 排水処理設備図 し尿浄化槽設備図 ゴミ処理施設図 さく井設備図 屋外設備図 梁貫通スリーブ計画図 (耐震壁含む) 支障配管迂回図 とりこわしに伴う撤去図 改修に伴う撤去図 ( ) ( ) ( ) ( ) 各種計算書 (安全衛生チェックリスト含む) 給水量等の算定計算書 受水量等の容量算定計算書 ポンプ類の決定計算書 配管径の決定計算書 ボイラーの出力算定計算書 貯湯槽等の容量算定計算書 防振装置の決定効果計算書 (免震装置保全計画図含む) 免振変位吸収部計算書 重量機器等耐震計算書 上記以外に必要な計算書	各 1 部	( __ 1 ) 部	ファイル綴	A 4 判

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事費概算書 (コスト管理検討書を含む)</li> <li>計画通知図書</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>	各 1 部	(__1__)部	ファイル綴	A_4判
	各 1 部	(__5__)部	ファイル綴	A_4判 折込
<p>e. 設備 (空調換気設備)</p> <p>空気調和設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 暖房設備図 空気調和設備図 (ダクト詳細図含む) 換気設備図 (ダクト詳細図含む) 自動制御設備図 排煙設備図 冷却水設備図 屋外設備図 梁貫通スリーブ計画図 (耐震壁含む) 支障配管迂回図 とりこわしに伴う撤去図 改修に伴う撤去図 ( )</p>	各 1 部	(__1__)部	トルシグ <sup>°</sup> ハ <sup>°</sup> -ハ <sup>°</sup> - による提出	A_1判
		(__1__)部	A 4判仮製本 (文字入)	A_3判
<p>( )</p> <p>( )</p> <p>( )</p> <p>( )</p> <p>各種計算書 (安全衛生チェックリスト含む)</p> <p>熱負荷計算書 送風量算定計算書 水量等算定計算書 換気量算定計算書 機器類容量算定計算書 ポンプ類の決定計算書 配管及びダクト径の決定計算書 装置等の決定計算書 配管用架台及び固定金物 鋼材規格決定計算書 重量機器等耐震計算書 防振装置の決定効果計算書 (免震装置保全計画図含む) 免振変位吸収部計算書 発生及び減衰騒音計算書 上記以外に必要な計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事費概算書 (コスト管理検討書を含む)</li> <li>計画通知図書</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>	各 1 部	(__1__)部	ファイル綴	A_4判
	各 1 部	(__1__)部	ファイル綴	A_4判 折込
<p>f. 設備 (昇降機等設備)</p>				

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昇降機設備設計図</li> <li>特記仕様書</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>基準階平面図・断面図</li> <li>昇降路平面図・断面図</li> <li>カゴ意匠図</li> <li>乗り場正面図</li> <li>自動制御設備図</li> <li>昇降機設備図</li> <li>特殊搬送設備図（改修図）</li> <li>とりこわしに伴う撤去図</li> <li>改修に伴う撤去図</li> <li>（ ）</li> <li>（ ）</li> <li>（ ）</li> <li>• 各種計算書</li> <li>• 工事費概算書</li> <li>（コスト管理検討書を含む）</li> <li>• 計画通知図書</li> <li>• （ ）</li> <li>• （ ）</li> <li>• （ ）</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>（__1）部</p> <p>（__1）部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>（__5）部</p>	<p>（__1）部</p> <p>（__1）部</p> <p>（__1）部</p> <p>（__5）部</p>	<p>トルシグ'ハ°-ハ° による提出</p> <p>A 4 判仮製本 （文字入）</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p>	<p>A_1判</p> <p>A_3判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判</p> <p>A_4判 折込</p>
<p>各 主本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土木設計図</li> </ul> <p>[ 共通 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特記仕様書</li> <li>• 敷地案内図</li> </ul>	<p>各 1 部</p>	<p>（__）部</p>	<p>トルシグ'ハ°-ハ° による提出</p>	<p>A_1判</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配置図</li> <li>• （ ）</li> <li>• （ ）</li> <li>[ 仮設工 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• （ ）</li> <li>• （ ）</li> <li>[ 敷地造成及び土工 ]</li> <li>• 開発地域現況図</li> <li>• 土地利用計画図</li> <li>• 排水系統図</li> <li>• 地質平面図</li> <li>• 地質断面図</li> <li>• 造成計画図</li> <li>• 造成計画断面図</li> <li>• 防災施設図</li> <li>• 法面保護図</li> <li>• 地盤改良図</li> <li>• （ ）</li> <li>• （ ）</li> <li>[ 道路土工 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 縦断面図</li> <li>• 横断面図</li> <li>• 標準横断面図</li> <li>• 舗装詳細図</li> <li>• 道路附属施設詳細図</li> <li>• （ ）</li> </ul>				

<ul style="list-style-type: none"> <li>• ( )</li> <li>[ 広場・歩道舗装 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 縦断図</li> <li>• 横断図</li> <li>• 標準横断図</li> <li>• 舗装詳細図</li> <li>• 広場・歩道附属施設詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>[ 排水工 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 縦断図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>[ 共同溝 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 縦断図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>[ 法面保護 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 展開図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>[ 運動場 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 排水計画図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>[ 環境緑化 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>[ 取りこわし及び舗装補修 ]</li> <li>• 平面図</li> <li>• 構造詳細図</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> <li>[ その他 ]</li> <li>• 各種計算書     流量計算書     構造計算書</li> <li>• 工事費概算書</li> <li>• ( コスト管理検討書を含む )</li> <li>• 計画通知図書</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各 1 部</li> <li>各 1 部</li> <li>各 1 部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ___ ) 部</li> <li>( ___ ) 部</li> <li>( ___ ) 部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイル綴</li> <li>ファイル綴</li> <li>ファイル綴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 4 判</li> <li>A 4 判</li> <li>A 4 判 折込</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>h . 建築積算</li> <li>• 建築工事積算数量算出書</li> <li>• 建築工事積算数量調書</li> <li>• 単価作成資料</li> <li>• 見積検討資料 ( 見積書含む )</li> <li>• 建築工事 工事費内訳書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各 1 部</li> <li>各 1 部</li> <li>各 1 部</li> <li>各 1 部</li> <li>各 1 部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( __1 ) 部</li> <li>( __1 ) 部</li> <li>( __1 ) 部</li> <li>( __1 ) 部</li> <li>( __1 ) 部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイル綴</li> <li>ファイル綴</li> <li>ファイル綴</li> <li>ファイル綴</li> <li>ファイル綴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 4 判</li> <li>A 4 判</li> <li>A 4 判</li> <li>A 4 判</li> <li>A 4 判</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>					
<p>i . 電気設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気設備工事積算数量算出書</li> <li>• 電気設備工事積算数量調書</li> <li>• 単価作成資料</li> <li>• 見積検討資料（見積書含む）</li> <li>• 電気設備工事 工事費内訳書</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p>	<p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p>	<p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p>	
<p>j . 機械設備積算（給排水衛生設備・空調換気設備・昇降機等設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 機械設備工事積算数量算出書</li> <li>• 機械設備工事積算数量調書</li> <li>• 単価作成資料</li> <li>• 見積検討資料（見積書含む）</li> <li>• 機械設備工事 工事費内訳書</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p> <p>(__1)部</p>	<p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p>	<p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p>	
<p>k . 土木積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土木工事積算数量算出書</li> <li>• 土木工事積算数量調書</li> <li>• 単価作成資料</li> <li>• 見積検討資料（見積書含む）</li> <li>• 土木工事 工事費内訳書</li> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p>	<p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p>	<p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p>	
<p>l . 追加業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 透視図</li> <li>• 透視図の写真</li> <li>• 模型</li> <li>• 模型の写真</li> <li>計画通知書</li> <li>• 既存建物の耐震診断書</li> <li>• 免震構造手続き書</li> <li>建築等許可申請書</li> <li>景観条例による届出書</li> <li>中高層建築物の届出書</li> <li>建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する資料</li> <li>• 省エネルギー関係計算書（性能表示・使用基準）</li> <li>建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）における省エネルギー性能表示及び評価書</li> <li>• 防災計画等に関する資料</li> <li>• 構造性能評価等に関する資料</li> <li>• ライフサイクルコスト算定資料</li> <li>• グリーン購入計画書</li> <li>環境保全性評価（CASBEE）</li> <li>• グリーン庁舎評価システム（GBES）評価書</li> <li>工事工程表</li> <li>住民説明資料</li> <li>消防設備計画書、防火対象物届出書等</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p> <p>(___)部</p>	<p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p> <p>ファイル綴</p>	<p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p> <p>A 4 判 折込</p>	

• 電力施設の協議書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
上水道施設の協議又は届出書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
下水道法に係る届出書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
水質汚濁防止法に係る特定施設協議書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• R I 取扱い施設に係る届出に必要となる図面及び計算書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
現地調査書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 地中埋設物調査書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
現況建物調査書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• アスベスト含有建材分析調査及び報告書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 一団地認定申請書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 埋蔵文化財届出書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
工事計画概要書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• ごみ集積施設設置手続き書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• テレビ受信障害事前調査書 (障害予測検討結果の概要、 障害予測範囲図、予測計算 条件図、現地調査写真)	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 緑化計画書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 附置義務駐車場施設調査書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 環境保全区域内行為許可申請書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 宅地造成等届出書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 高速鉄道南北線・東西線近接 協議申請書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
施設カルテ	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
工事データ	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 既存遡及適用対応調査書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 全体計画に係わる検討(既存 不適格格等)	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 危険物貯蔵所設置許可書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
工事計画図(総合仮設計画等)	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 梁のせん断補強検討及び重量 剛性等資料	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 医療法等に関する協議書等	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 医療機器装置設置導入に關 する検討資料	各 1 部	(5_0)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 医療機器装置の搬入、設置に 関する資料	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
• 実験機器装置の搬入、設置に 関する資料	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
地盤調査業務の成果品	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	折込
m . その他 各記録書	各 1 部	(__1)部	ファイル綴	A 4 判	
• ( )					
n . 電子データ a ~ m までの電子データ	(2)部				
• ( 印は除く )					

(注) : 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計を言う。  
: 「構造」の成果物は、総合(意匠)実施設計の成果物の中にも含めることもできる。  
: 設計図は、適宜、追加・削除してもよい。  
: 積算数量算出書には、拾い図等を含む。  
: 成果物は、監督職員の指示により製本し、原図及び白焼き A 1 判は三折りケース収納とする。なお、その他成果物は引き出し式キャビネット入りで納品すること。

## 9. 成果物の体裁等

(1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示・押印、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の欄を設ける。

(2) 電子データの成果物は下記による。

### 電子媒体

- 大容量データ送信サービス（DLパスワード必須）  
CD-R, DVD-R（詳細については別紙1参照）
- USBメモリ（内部データにパスワード必須）
- （ ）

### ファイル形式

基本・実施設計：作成に使用したCADのデータ形式、JW-CAD、DXF及びPDFデータ形式。

図面以外の資料はエクセル、ワード及びPDFデータ形式。

-----

-----

積算：作成に使用した計算データ形式、エクセル及びPDFデータ形式。

-----

-----

追加業務：通知書、申請書、届出書、各種資料等（図面含む）一式は作成に使用したデータ形式、PDFデータ形式、スキャナーにて読み込みのうえ、PDF化したデータ形式（手続き最終版とする。）

【計画通知、消防等行政手続き図書等は加除修正版も提出】

-----

-----

電子媒体の提出は、別紙1のとおりとする。なお、電子データの成果物に対する共通仕様書に基づく署名又は捺印は、別紙1の措置をもって代えることとする。

提出されたCADデータは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に設計業務委託契約要項第8条第1項の規定の範囲で利用することができる。



## 別紙 1 電子媒体の提出について

電子媒体の提出は以下の通りとする。

- 1) CD-R、DVD-Rのラベルに直接署名又は捺印を行う。
- 2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、下に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。

業務番号： 1/3

設計業務

検査職員

令和 年 月

管理技術者

監督職員

発注者：○○○○○○○○○○

受注者： 株式会社

ウイルスチェックに関する情報  
 ウイルス対策ソフト名：  
 チェック年月日： 年 月 日  
 CD-R・DVD-R フォーマット形式：JOLIET

### CD-R・DVD-R のラベル記載例

電子媒体納品書

主任監督職員  
 殿

受注者 (住所)  
(氏名)

(管理技術者 氏名) 印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

工事名				工事番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考

備考

### 電子媒体納品書の書式例

地盤調査特記仕様書		
A. 調査概要		
調査内容	(1) 機械ボーリング 一式	<del>(6) サンプリング 一式</del>
	(2) 標準貫入試験 一式	<del>(7) 物理的性質試験 一式</del>
	<del>(3) 孔内水平載荷試験 一式</del>	<del>(8) 力学的性質試験 一式</del>
	<del>(4) 速度検層(P-S検層) 一式</del>	<del>(9) 模擬地震波形 一式</del>
	<del>(5) 常時微動測定 一式</del>	(10) 報告書 一式
調査目的	本調査は、基礎構造や免震構造等を検討する為の資料を得ることを目的とする。	
B. 一般特記事項		
総則	本調査の請負者は、国立大学法人東北大学工事請負契約細則第17条別記第1号の工事請負契約基準、文部科学省地盤調査標準仕様書(平成23年版)、文部科学省建築構造設計指針(令和6年度版)、本特記仕様書を含む図面1枚、に基づき調査を実施する。	
その他	(1) 貸与資料について	
		本調査の参考資料として、次の資料を貸与する。なお、貸与資料は調査完了後すみやかに返却すること。
		・東北大学(片平)ナノ・スピンの総合研究棟等新営地盤調査
		・東北大学(片平)立体駐車場新営地盤調査
	(2) その他	
		・調査孔は、監督職員の指示により処理する。
		・調査用水は、構内水栓を使用できる。なお、使用する水栓にメーターを設置し、使用量に応じて料金を東北大学に支払うものとする。
		・調査完了に際しては、後片付け及び清掃する。
C. 特記事項		
1章 一般共通事項	1.3.10 作業の検査	
	1.3.11 作業の立会い等	
		監督職員の立会い及び検査は、次の場合に行う。
	(1) 調査位置の決定	
	(2) 掘削開始前	
	(3) 機械ボーリングの掘進完了後	
	(4) 設計図書に明示した地層構成と著しく異なる場合	
	1.5.1 報告書等の提出	
	報告書の提出部数は4部とする。	

2章 機械ボーリング	2.1.2 調査									
	調査の位置、方向、深度、孔径及び数量は、次による。									
	ホ-リング No.	方向	深度 (GL-)	孔径 (cm)	参考数量 (m)					
					粘性土	砂礫	砂岩	凝灰岩	泥岩	計
	1	鉛直下	10m	φ66	2	2	2	-	4	10
<del>2</del>	<del>鉛直下</del>	<del>10m</del>	<del>φ66</del>	<del>2</del>	<del>2</del>	<del>2</del>	<del>-</del>	<del>4</del>	<del>10</del>	
<del>3</del>	<del>鉛直下</del>	<del>10m</del>	<del>φ66</del>	<del>2</del>	<del>2</del>	<del>2</del>	<del>-</del>	<del>4</del>	<del>10</del>	
3章 サウンディング 1節 標準貫入試験	3.1.2 試験									
	試験の位置及び深さは、機械ボーリングと同じとする。									
	N値60以上は60とする。									
<del>4章 載荷試験</del> 1節 孔内水平載荷試験	4.1.2 試験									
	試験の位置及び深さは、次による。									
	ホ-リング No.	試験を行う深さ (GL-)								
2	5m									
<del>5章 物理探査 - 検層 -</del> 1節 速度検層 (PS検層) ＜密度検層を含む＞  3節 常時微動測定 <del>＜微動アレイ探査も行う＞</del>	5.1.2 調査									
	測定の位置及び深さは、次による。									
	ホ-リング No.	調査を行う深さ (GL-)	備考							
	3	孔底まで1m以内ごと	工学的基盤の傾斜を確認すること。							
	5.3.2 調査									
測定の位置及び深さは、次による。										
ホ-リング No.	調査を行う深さ									
3	・地表と孔底 (1秒計) ・地表 (5秒計)									

<del>7章 サンプルング</del>					
7. 1. 2 サンプルング					
土質試験に用いる試料の採取は、シンウォールサンプラー等とし、位置、深さ及び数量等は、次による。					
試料の状態	ホ-リング No.				試料使用試験（対象土質）
乱さない試料	2				土の圧密試験（粘性土） 三軸圧縮試験（粘性土）

<del>8章 土質試験</del>					
8. 1. 2 土質試験					
土質試験の区分、試験方法及び数量等は、次による。					
区分	試験項目	試験方法	数量	単位	
物理的性質 試験	土粒子の密度試験	JIS A 1202	1	試料	
	土の含水比試験	JIS A 1203	1	試料	
	土の粒度試験	JIS A 1204	1	試料	
	土の液性限界試験	JIS A 1205	1	試料	
	土の塑性限界試験	JIS A 1205	1	試料	
	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	1	試料	
力学的性質 試験	三軸圧縮試験	JGS 0521	1	試料	
	圧密試験	JIS A 1217	1	試料	
	地盤材料の繰返し三軸試験 （変形特性）	JGS-0542	1	試料	

工事概要

1 工事場所 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1
2 完成期限 令和7年5月30日(金)

Table with 2 columns: 建物名称, 国際共創戦略センター(仮称)
工種, 新築
構造, S造
階数, 3階
建築基準法による, 建築面積(m²) 291.00, 延べ面積(m²) 870.50
消防法施行令別表第一の区分, (15項)
改修面積(m²), -
備考

Table with 4 columns: 工事種目, 建物別及び屋外, 工事種別, 別
2 仮設工事, 一式, 一式
3 土工, 一式
4 地業工事, 一式
5 鉄筋工事, 一式
6 コンクリート工事, 一式
7 鉄骨工事, 一式
8 コンクリート・ALCパネル・押出成形板工事
9 防水工事, 一式
10 石工事
11 タイル工事
12 木工事
13 屋根及びとい工事, 一式
14 金属工事, 一式
15 左官工事, 一式
16 建具工事, 一式
17 カーテンウォール工事
18 塗装工事, 一式
19 内装工事, 一式
20 エント及びその他の工事, 一式
21 排水工事, 一式
22 舗装工事, 一式
23 植栽及び屋上緑化工事, 一式
ポール工事
電気設備工事
機械設備工事

5 指定部分 〇無 ・有 対象部分( )
指定部分工期 令和 年 月 日( 曜日)
6 概成工期 〇無 ・有 令和 年 月 日( 曜日) (1.2.1)

工事仕様
1. 共通仕様
(1) 国立大学法人東北大学工事請負細則第17条別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書 枚によるほか、下記仕様書等のうち、印の付いたものを適用する。
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
○ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
○ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)
○ 工事写真撮影要領(令和元年7月)
○ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)
○ 建築工事標準詳細図(令和4年版)
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は( )、機械設備工事の特記仕様書は( )による。

2. 特記仕様
(1) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、印の付いたものを適用する。
○印と○印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[ ]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の(( ))内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[[ ]]内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) [G]印は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。

Table with 3 columns: 章, 項目, 特記事項
1 各章共通事項
○ 適用区分
○ 設計図書の扱い
○ 電気保安技術者、工用電力設備の保安責任者
○ 施工条件
○ 発生材の処理等
○ 環境への配慮
○ 材料の品質等
○ 材料の検査等
○ 技能士
○ 施工の検査等
○ 施工の立会い
○ 化学物質の濃度測定

Table with 3 columns: 項目, 内容, 備考
(1.4.2) 材料の品質等
(1.4.4) 材料の検査等
(1.5.2) 技能士
(1.5.5) 施工の検査等
(1.5.7) 施工の立会い
(1.5.9) 化学物質の濃度測定

Table with 3 columns: 項目, 内容, 備考
完成時の提出図書
(1.7.1-3) 完成図
(1.7.1-3) 完成写真
(1.7.1-3) 電子納品
(1.7.1-3) 電子データ
(1.7.1-3) アルバム
(1.7.1-3) 電子データ
(1.7.1-3) アルバム

Table with 4 columns: 工事名称, 東北大学(片平)国際共創戦略センター(仮称)新営 工事
図面名称, 特記仕様書(1)
図面番号, 特A-01
令和 6 年度

東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営工事

I 工事概要

- 1. 工事場所 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1（東北大学片平団地構内）
- 2. 完成期限 令和7年5月30日（金）

3. 建物概要

建物名称	国際共創戦略センター（仮称）		
工種	新営		
構造	S造		
階数	3階		
建築基準法による	建築面積 (㎡)	291.00	
	延べ面積 (㎡)	870.50	
消防法施行令別表第一の区分	(15項)		
改修面積 (㎡)	-		
備考			

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

工事種目	建物別及び屋外		
	国際共創戦略センター（仮称）		
●電灯設備	一式		
●動力設備	一式		
○電気自動車充電設備			
○電熱設備			
○雷保護設備			
●受変電設備	一式		
○電力貯蔵設備			
●発電設備	一式		
●構内情報通信網設備	一式		
●構内交換設備	一式		
●情報表示設備	一式		
○映像・音響設備			
○拡声設備			
●誘導支援設備	一式		
●テレビ共同受信設備	一式		
●監視カメラ設備	一式		
○駐車場管制設備			
●防犯・入退室管理設備	一式		
●火災報知設備	一式		
○中央監視制御設備			
○集中検針装置			
●構内配電線路	一式		
●構内通信線路	一式		
●発生材処理	一式		

- 5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（ 年 月 日 ） 指定部分工期
- 6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日 ） [第1編1.1.2]、[第1編1.1.2]

II 工事仕様

- 1. 共通仕様 (1) 文部科学省発注工事請負等契約規則（文部科学省訓令第二十二号）別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面7枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
  - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）
  - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
  - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）（以下「標準図」という。）
  - 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）（以下「文科仕様書」という。）
  - 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（令和4年版）（以下「文科標準図」という。）
  - 工事写真撮影要領（令和3年版）

（注）機械設備工事及び建築工事を本工事を含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は( )図、建築工事の特記仕様書は( )図による。

- 2. 特記仕様 (1) 本特記仕様書の表記
  - 1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。
  - 2) 項目に記載の（第 編 . . . .）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
  - 3) 項目に記載の [第 編 . . . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
  - 4) 項目に記載の <第 編 . . . . > 内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項目	特記事項																					
○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 風圧力 風速 (V0= ) m/s 地表面粗度区分 ( ○ I ○ II ○ III ○ IV )</li><li>○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 ( )</li></ul>																					
●電気保安技術者 (第1編1.3.2) [第1編1.3.2]	この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。 <table border="1"><thead><tr><th>項目名</th><th>電気保安技術者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>3. 第1種電気工事士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td><td>○</td></tr><tr><td>5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td><td>○</td></tr><tr><td>6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td><td>○</td></tr><tr><td>7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>8. 第2種電気工事士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td><td>○</td></tr></tbody></table>	項目名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●	2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	3. 第1種電気工事士の資格を有する者	○	4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○	
項目名	電気保安技術者																					
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●																					
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																					
3. 第1種電気工事士の資格を有する者	○																					
4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																					
5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																					
6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																					
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																					
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○																					
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○																					

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

停電作業は大学の指定する土日祝日に行うこと。工事期間中の大学行事及び試験等による工事の中止、騒音及び振動等の制限については、大学の指示による。

発生材の処理は、下記による。

- (1) 引渡しを要するもの
  - 1) 品名
  - 2) 引渡し先
  - 3) 集積場所
  - 4) 集積方法
- (2) 特別管理産業廃棄物
  - 1) 品名 ○PCB機器（○変圧器、○安定器）、○UPS等の鉛蓄電池
  - 2) 処理方法 関係法令等による他、下記「注記」による。
- (3) 現場において再利用するもの
  - 1) 品名
  - 2) 使用場所
- (4) 再生資源化するもの
  - 1) 品名
- (5) その他の発生材
  - 1) 品名 ケーブル類
  - 2) 処理方法 関係法令に従い適切に処理する。

※注記 撤去する受変電機器（変圧器、コンデンサ、遮断器）類及び安定器（蛍光灯用、HID用）は、監督職員立会の下PCB含有の調査を行い、PCB含有の有無を明確にすること。 PCBの含有が判明した場合は、下記で示す方法で收容し建物管理者に引き渡すこと。 ○受変電機器：PCBが流失しない適切なSUS製の受皿に安置すること。 受皿の参考寸法は「E-特2の表3」による。 ○安定器：下記で示すドラム缶に収めること。 PCBを含有していない場合は、関係法令に従い適切に処分すること。 ドラム缶：鋼製のオープンヘッドドラム缶（JISZ1600相当品又は、外径55cm以上63cm以下、高さ91cm以下87cm以上でバンドで密封可能なもの。 ただし、ステンレス製及び再利用等で特殊な加工を行ったドラム缶は除く。

項目	特記事項
●環境への配慮 (第1編1.4.1) [第1編1.4.1]	(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。  (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。  (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料  (4) ①の材料を使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (5) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
●機材の品質等 (第1編1.4.2) [第1編1.4.2]	機材名
○再利用機材 [第1編1.4.3]	機材名
●機材の検査等 機材の検査に伴う試験 (第1編1.4.4~5) [第1編1.4.5~6]	機材名 検査 試験 摘要

項目	特記事項																																																																																																																																																														
●施工調査 [第1編1.5.1~3] [第2編2.1.1]	事前調査（●本工事 ○別途） 調査項目（○既存資料調査 ○） 調査範囲（○図示 ○） 調査方法（○図示 ○）  事前調査は改修標準仕様書の他、次にによる。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">機材の取付け取外し</th><th rowspan="2">配線の改修及び更新</th></tr><tr><th>照明器具</th><th>スチフ</th><th>コネクタ</th><th>分電盤等</th></tr></thead><tbody><tr><td>回路の確認</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td></tr><tr><td>配線の確認</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>●</td></tr><tr><td>行先不明の回路及び配線の解明</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td></tr><tr><td>導線と閉鎖器等の対照</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td></tr><tr><td>照明点滅回路の確認</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>●</td></tr><tr><td>制御回路の確認</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>過電情報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>項目</td><td colspan="3">機材の取付け取外し</td><td colspan="3">配線の改修及び更新</td></tr><tr><td></td><td>端末機器等</td><td>主装置等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>系統の確認</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>配線の確認</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>行く先不明の回路及び配線の解明</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>端末機器等と主装置等の対照</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></tbody></table> 下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>施工部分</th><th>検査</th><th>立会</th><th>試験</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>受変電設備</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※新設（更新）した高圧機器及び高圧ケーブル等電路への耐圧試験後、既設電路への接続後に、新設及び既設一括の耐圧試験（AC6600V 10分）を行うこと。  1) 配管・配線等を撤去した際の開口部については、本工事で塞ぐこと。 2) ケーブル等を撤去し配管となった管路は、呼び線（外径1.25 ポリエチレン被覆鉄線）を入線すること。  工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>体裁等</th><th>部数</th></tr></thead><tbody><tr><td>完成図</td><td>原因（●トレジックペーパー ○普通紙）</td><td>1部</td></tr><tr><td>''</td><td>製本（A4版厚表紙金文字入り）</td><td>1部</td></tr><tr><td>''</td><td>仮製本 二つ折り（A1、<del>横</del>）</td><td>各2部</td></tr><tr><td>施工図</td><td>原因（●トレジックペーパー ○普通紙）</td><td>1部</td></tr><tr><td>''</td><td>仮製本 二つ折り（A1）</td><td>1部</td></tr><tr><td>朱書き訂正図</td><td>仮製本 二つ折り（A1）</td><td>1部</td></tr><tr><td>※ 保全指導書</td><td>別冊製本（A4版ファイル綴じ）</td><td>2部</td></tr><tr><td>※ 機器完成図</td><td>別冊製本（A4版ファイル綴じ）</td><td>2部</td></tr><tr><td>※ 機器性能試験成績書</td><td>別冊製本（A4版ファイル綴じ）</td><td>2部</td></tr><tr><td>※ 官公署届出書類（写）</td><td>別冊製本（A4版ファイル綴じ）</td><td>1部</td></tr><tr><td>工事写真帳</td><td>A4版ファイル綴じ（別冊）</td><td>1部</td></tr><tr><td>施工管理簿（契約履行・施工管理）</td><td>A4版ファイル綴じ（別冊）</td><td>1部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>部</td></tr></tbody></table> 1) 製本は●(A4版厚表紙金文字入り)、○(A4版ドッチファイル)とする。 2) ※印（別冊製本）は一つのファイルに綴じ、体裁は1)による。 また、製本、別冊製本及び別冊のファイルは統合しないこと。 3) 1冊の製本等の収納幅は8cm程度とし、収まらない場合は分冊する。 4) 保全指導書には標準仕様書による他、下記を含む。 ● 情報用收容ラック（19インチラック及びHUB盤等）の端子等收容票と係る配置図（LANコンセント口毎に端子番号を明記した物）  5) CADデータ：（●要 ○不要） ファイル形式：JWW、DXF及びPDF 本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。 ・完成図、施工図、※印が付く書類等、工事写真 ×1部 ・完成図、※印が付く書類等 ×1部 提出方法：CD又はDVD等の記憶媒体に保存し、計2部提出すること。 また、保存内容が分かる様、ケース等にラベルを貼ること。 ※電子記憶媒体は片面1層型とし、記録面は傷が付き難い材質とし、記録色素は耐水性を有すること。  6) 貸与する設計図のCADデータの著作権者名：東北大学 ファイル形式：JWW 7) 貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。  ○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場（○種 ○種） ○外部足場（○種 ○種）  埋戻し後の建設発生土は、下記による。 ○ 監督職員が指示する構内の場所に敷均しとする。 ○ 工事現場外に搬出し、関係法令に基づき、適切に処分する。  ● 50Hz ○ 60Hz	項目	機材の取付け取外し				配線の改修及び更新	照明器具	スチフ	コネクタ	分電盤等	回路の確認	●	●	●	●	○	●	配線の確認					○	●	行先不明の回路及び配線の解明	●	●	●	●	○	●	導線と閉鎖器等の対照	●	●	●	●	○	●	照明点滅回路の確認	●	●		○	○	●	制御回路の確認					○	○	過電情報設備							項目	機材の取付け取外し			配線の改修及び更新				端末機器等	主装置等					系統の確認	●	●	●	●	●	●	配線の確認	●	●	●	●	●	●	行く先不明の回路及び配線の解明	●	●	●	●	●	●	端末機器等と主装置等の対照	●	●	●	●	●	●	施工部分	検査	立会	試験	摘要	受変電設備	●	●	●							名称	体裁等	部数	完成図	原因（●トレジックペーパー ○普通紙）	1部	''	製本（A4版厚表紙金文字入り）	1部	''	仮製本 二つ折り（A1、 <del>横</del> ）	各2部	施工図	原因（●トレジックペーパー ○普通紙）	1部	''	仮製本 二つ折り（A1）	1部	朱書き訂正図	仮製本 二つ折り（A1）	1部	※ 保全指導書	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	2部	※ 機器完成図	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	2部	※ 機器性能試験成績書	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	2部	※ 官公署届出書類（写）	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	1部	工事写真帳	A4版ファイル綴じ（別冊）	1部	施工管理簿（契約履行・施工管理）	A4版ファイル綴じ（別冊）	1部			部
項目	機材の取付け取外し				配線の改修及び更新																																																																																																																																																										
	照明器具	スチフ	コネクタ	分電盤等																																																																																																																																																											
回路の確認	●	●	●	●	○	●																																																																																																																																																									
配線の確認					○	●																																																																																																																																																									
行先不明の回路及び配線の解明	●	●	●	●	○	●																																																																																																																																																									
導線と閉鎖器等の対照	●	●	●	●	○	●																																																																																																																																																									
照明点滅回路の確認	●	●		○	○	●																																																																																																																																																									
制御回路の確認					○	○																																																																																																																																																									
過電情報設備																																																																																																																																																															
項目	機材の取付け取外し			配線の改修及び更新																																																																																																																																																											
	端末機器等	主装置等																																																																																																																																																													
系統の確認	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																									
配線の確認	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																									
行く先不明の回路及び配線の解明	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																									
端末機器等と主装置等の対照	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																									
施工部分	検査	立会	試験	摘要																																																																																																																																																											
受変電設備	●	●	●																																																																																																																																																												
名称	体裁等	部数																																																																																																																																																													
完成図	原因（●トレジックペーパー ○普通紙）	1部																																																																																																																																																													
''	製本（A4版厚表紙金文字入り）	1部																																																																																																																																																													
''	仮製本 二つ折り（A1、 <del>横</del> ）	各2部																																																																																																																																																													
施工図	原因（●トレジックペーパー ○普通紙）	1部																																																																																																																																																													
''	仮製本 二つ折り（A1）	1部																																																																																																																																																													
朱書き訂正図	仮製本 二つ折り（A1）	1部																																																																																																																																																													
※ 保全指導書	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	2部																																																																																																																																																													
※ 機器完成図	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	2部																																																																																																																																																													
※ 機器性能試験成績書	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	2部																																																																																																																																																													
※ 官公署届出書類（写）	別冊製本（A4版ファイル綴じ）	1部																																																																																																																																																													
工事写真帳	A4版ファイル綴じ（別冊）	1部																																																																																																																																																													
施工管理簿（契約履行・施工管理）	A4版ファイル綴じ（別冊）	1部																																																																																																																																																													
		部																																																																																																																																																													
○足場その他 (第1編2.1.1) [第1編2.2.2]																																																																																																																																																															
○発生残土の処理 (第1編2.2.1) [第1編2.3.1]																																																																																																																																																															
●電源周波数																																																																																																																																																															

Table with 3 main columns: Item Name, Description, and Remarks. It details safety measures, electrical specifications, and construction details for a building project.

【表-1】 機器標準取付高さ. Table listing equipment types, measurement points, and standard installation heights.

【表-2】 接地極一覧表. Table listing grounding electrode types, specifications, and quantities.

【表-3】 受皿の参考寸法. Table providing reference dimensions for drip trays for various equipment.

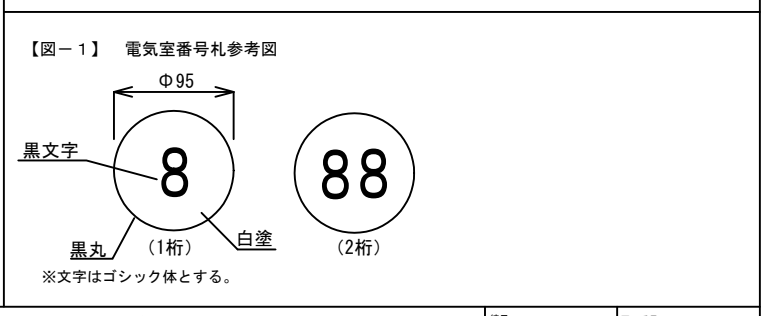


Table with project name, drawing name, and scale information.

令和 6 年度 東北大学施設部. Project title and department information.

東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営工事

1 工事概要

1. 工事場所 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1（東北大学片平団地構内）

2. 完成期限 令和7年5月30日（金）

3. 建物概要

Table with columns: 建築物名称, 国際共創戦略センター(仮称), 工種, 新営, 構造, S造, 階数, 地上3階, 建築基準法による, 建築面積(m²), 291.00, 延べ面積(m²), 870.50, 消防法施行令別表第一の区分, (15項), 改修面積(m²), -, 備考

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

Table with columns: 工事種目, 建物別及び屋外, 国際共創戦略センター(仮称), 屋外, 空調設備, 換気設備, 排煙設備, 動力設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, 消火設備, ガス設備, 医療ガス設備, 支障迂回工事

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（指定部分） 年 月 日

6. 概成工期 ●無 ○有 令和7年 月 日（ ）

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）

Table with columns: 方式及び種別, 設備概要, 空調方式, 個別空調(パッケージ型空調機+ルームエアコン) / 空冷ヒートポンプモジュール, 自動制御方式, 電気式 / 電子式 / デジタル式, 給水方式, 受水槽方式(市水+井水) / 直結給水方式(市水), 排水方式, 建物内の汚水と雑排水(合流式/分流式) / ポンプ排水(汚物/雑排水/湧水) / 排水槽(計画容量 m³) / 無, 消火設備の種類, 屋内消火栓設備 / スプリンクラー設備 / 泡消火設備 / 連結散水設備 / 連結送水管 / 不活性ガス消火設備, ガスの種類, 都市ガス(種別 13A, 高位発熱量45.0MJ/m³(N), 低位発熱量40.6MJ/m³(N) 供給圧力 Pa, 一般ガス導管事業者名 仙台市ガス局) / 液化石油ガス

II 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 国立大学法人東北大学工事請負等契約細則第17条別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面—枚及び本特記仕様書 3枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
●文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
●公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)
●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)
●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)
●文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)
●公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)
●公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)
●文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)
●工事写真撮影要領(令和元年7月)

(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、建築工事の特記仕様書は( )図、電気設備工事の特記仕様書は( )図による。

(3) 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」に基づく特別重点調査を受けた者の契約後の取扱いについて

1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合には、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。

2) 施工計画書の内容のヒアリング

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合には、仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が(1)及び(2)に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第一第3号に該当することがある。

2. 特記仕様

- (1) 本特記仕様書の表記
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
2) 項目に記載の(第編 . . . )内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
3) 項目に記載の[第編 . . . ]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
4) 項目に記載の<第編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。
5) 印又は×で抹消した事項は全て適用しない。

Table with columns: 項目, 特記事項, ●適用区分, 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
●風圧力
●風速(V0= 30 m/s)
●積雪荷重
●電気保安技術者(第1編1.3.2)
●施工条件(第1編1.3.3)
●官公庁その他への届出手続き等(第1編1.1.3)
●工事等において発生する排水等の適切な処理について(第1編1.4.1)
●環境への配慮(第1編1.4.2)
●機材の品質等(第1編1.4.2)

○機材の検査等
機材の検査に伴う試験
(第1編1.4.5~6)
[第1編1.4.5~6]
●機工調査
[第1編1.5.1~3]

○技能士
(第1編1.5.2)
[第1編1.6.2]

○一工程の施工の確認及び報告
(第1編1.5.3)
[第1編1.6.3]

○施工の検査等検査に伴う試験・立会い等
(第1編1.5.4~6)
[第1編1.6.5~7]

●技術検査
(第1編1.6.2)
[第1編1.7.2]

●完成時の提出図書
(第1編1.7.1~5)
[第1編1.8.1~6]

●他工事又は他工種の取り合い
(第2編1.2.1)
[第2編1.2.1]

●電源周波数
●容量等の表示
●総合試運転調整
(第2編1.3.1~3)
[第2編1.3.1~3]

●足場その他
(第2編4.1.1)
[第1編2.1.1]

●埋め戻し土・盛土
(第2編4.2.1)
[第2編7.1.1]

●建設発土の処理方法
(第2編4.2.1)
[第2編7.1.1]

●耐震措置

●構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。

- (1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

Table with columns: 機材名, 検査試験, 備考

事前調査 ●本工事 ○別途
調査内容
調査項目 ●既存資料調査
調査範囲 ○図示 ○
調査方法 ○図示 ○

下記の職種及び作業に適用する。
○配管(配管工事) ○建築板金(ダクト製作及び取付)
○熱絶縁施工(保温工事)
○冷凍空調調機器施工(チリングユニット、パッケージ形空調機の据付け及び整備)
下記の工事部分は、施工の確認及び報告を監督職員に行うものとする。
工事部分 確認・報告事項

Table with columns: 工事部分, 確認・報告事項

下記の施工部分は、監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。
施工部分 検査立会 試験 備考

Table with columns: 名称, 体裁等, 部数

工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は各団地毎に下記による。

Table with columns: 名称, 体裁等, 部数
完成図: 原図(A1ファイル入り) / 1部
※原図: 仮製本(A1判2つ折り白焼き) / 1部
※原図: 製本(A4判黒厚表紙金文字入り) / 2部
※原図: 仮製本(A3判2つ折り白焼き) / 1部
施工図: 原図(A1ファイル入り) / 各1部
※原図: 仮製本(A1判2つ折り白焼き) / 1部
※原図: 仮製本(A3判2つ折り白焼き) / 1部
※保全指導書: 製本(A4判黒表紙金文字入り) / 2部
※機器完成図: 製本(A4判黒表紙金文字入り) / 2部
※機器性能試験成績書: 製本(A4判黒表紙金文字入り) / 2部
※官公庁届出書類(写): 製本(A4判黒表紙金文字入り) / 2部
工事写真帳: ●電子媒体 ●紙媒体(7/16縦じ) / 1部

※印は完成図製本(A4判黒表紙金文字入り)と一緒に製本しても良い。
CADデータ: (●要 ○不要) ファイル形式: JWW, DXF及びPDF
本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。
●完成図 ●施工図 ●工事写真 ●その他工事書類一式
提出方法: CD-R又はDVD-Rに保存し、1部提出すること。
貸与する設計図のCADデータ等の著作権者

貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のために以外に使用しない事。
管理用図面CADデータを修正し、提出すること。
図面に特記なき場合は、工事区分表による。

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

●50Hz ○60Hz
(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

●本工事 ○別途
調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。)
○風量調整 ○水量調整
●室内外空気の温度度の測定
●室内気流及びじんあいの測定
●騒音の測定
●飲料水の水質の測定
●雑用水の水質の測定
○水道法に定められた16項目及び残留塩素(検体数:各系統毎)
●別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。

○本工事で設置する。( 図参照)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
○内部足場( B 種 ) ○外部足場( E 種 )

●根切り土の良質土 ●山砂の類
以下に記すは、管の周囲に山砂の類を施す。
○ 図による
● 給水管・排水管・ガス管・消火管

●構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

Table with columns: 設計用標準水平震度, 特定施設, 一般施設, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器

・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は下記による。
全ての機器を重要機器として扱う。
名称 記号 名称 記号
名称 記号 名称 記号
名称 記号 名称 記号
名称 記号 名称 記号

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。
(3) 防護支持等で支持固定を行うことが出来ない場合には、機器の転倒防止のため、耐震ストッパーを取り付けること。
(4) 吊りボルト等で吊り下げる機器は吊り高さに関係なく、全て触れ止めを行うこと。
(5) 詳細条件は、図面特記(機器表)による。

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径60以下(OSA322を満足した継手 ○)
(2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要( )

(1) 地中埋設機 ●要(図示による) ○不要
(2) 埋設表示テープ ●要(排水管を除く) ○不要
必要箇所に取り付ける。

既設配管を含む部分の試験○要(方法及び圧力: )
●不要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。

○直天井の実験室等のダクト及び配管は屋内露出仕様とする。
室名:
●外気取入れダクトは全て保温すること。保温箇所は下記による。
●屋内露出 ●天井・PS内
●排気ダクト(動物飼育室系統を除く)は外壁から1mまで保温すること。保温箇所は下記による。
●屋内露出 ●天井・PS内
●空調換気露出ダクトは全て保温すること。保温箇所は下記による。
●屋内露出 ●天井・PS内
●共同溝内の保温種別は下記による。
ダクト: 給水管:保温不要
次の露出配管等は、塗装又は記載の仕上りとする。
●屋外: ○ドレン管 (指定色塗装 ○)
●金属風機線管 (溶融亜鉛メッキ仕上げ[付着量300g/㎡以上] (指定色塗装)
●バンドキャップ(指定色焼付塗装 ○)
●屋内: ●屋内消火栓箱 (指定色塗装 ○)
ケーブルはエコマテリアル仕様とする。

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置を用いて施工する。
●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
●定査式埋設物調査 ○放射線透過検査

下記に示す機器及びシステムについては、当該機器又はシステムを運用する職員に対しその機能・操作の説明、保守点検の要領及び障害時の対策等を説明するものとする。
空調設備、換気設備、自動制御設備、給排水設備、その他操作及び点検・保守が必要な全ての機器
○図示による ●下記による

(1) 道路施工部分は防護柵(コーン等)で歩行者用通路を確保し、車両との交差に安全を図ること。
また、掘削部分は防護柵で囲い、転落防止を図ること。
掘削部分で掘削のまま保持する場合は、鉄板等で保護すること。
(2) 既設建物の工事に際してはピルシート等で適切な養生を行い周囲を汚染しないように十分に配慮する。また、清掃は毎日の作業終了後必ず行い環境美化に努めること。

○仮設工事 (第2編4.1.1)

●地業工事 (第2編4.3.1)

●コンクリート工事 (第2編4.4.1)

左官工事 (第2編4.5.1)

●鋼材工事 (第2編4.6.1)

機械基礎等のコンクリート面の仕上げは下記による。

Table with columns: 仕上げ, 備考

○モルタル塗り

●コンクリートこて仕上げ 配管架台等

令和6年度

M-特1

東北大学(片平)国際共創戦略センター(仮称)新営工事

図面名称 機械設備工事特記仕様書(1)

令和6年度

M-特1



<p>●空調設備</p> <p>●設計温湿度</p> <table border="1" data-bbox="252 105 712 189"> <tr> <td></td> <td colspan="2">外気</td> <td colspan="2">屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般系統</td> <td>一般居室系統</td> <td>実験室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>温度</td> <td>湿度</td> <td>温度</td> <td>湿度</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>32.0℃</td> <td>57.8%</td> <td>26.0℃</td> <td>成行き</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>-4.0℃</td> <td>63.0%</td> <td>22.0℃</td> <td>成行き</td> </tr> </table> <p>○鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1] &lt;第2編2.1.1&gt;</p> <p>○弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○油面制御装置 (第2編2.3.5)</p> <p>●保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]</p>		外気		屋内			一般系統	一般居室系統	実験室			温度	湿度	温度	湿度	夏季	32.0℃	57.8%	26.0℃	成行き	冬季	-4.0℃	63.0%	22.0℃	成行き	<p>○低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法)</p> <p>○スパイラルダクト (○低圧 ○)</p> <p>○高圧1ダクト (範囲は図示による。)</p> <p>(1) 内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空調機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリーに直接取り付けられるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式 (定格入力DC24V) (2) ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式</p> <p>配管材料は ( ● 下記による。 ○ 図示による。 )</p> <p>(1) 蒸気管 給気管 ○配管用炭素鋼鋼管 (黒) 還管 ○配管用炭素鋼鋼管 (黒)</p> <p>(2) 油管 ○配管用炭素鋼鋼管 (黒)</p> <p>(3) 冷温水管 ○配管用炭素鋼鋼管 (白)</p> <p>(4) 冷却水管 ○配管用炭素鋼鋼管 (白)</p> <p>(5) ドレン管 ●耐火二層管 (内管V P) ※縦管・横引管 ●硬質塩化ビニル管 (V P) ※埋設管 ●結露防止塩化ビニル管 ※室内横引管</p> <p>(6) 冷媒管 ●冷媒用断熱被覆銅管</p> <p>○図面に特記なき場合の耐圧は、J I S又はJ V 5 K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。</p> <p>制御盤には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○滴油警報 ○減油警報 ○遠隔警報) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。</p> <p>標準仕様書第2編3.1.4によるほか、次による。 ○蒸気配管の保温不要 (屋内露出は除く。) ○還気ダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による。) ○外気ダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による。) ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。(エア抜き管以降の配管は除く。) ○空調機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ●冷媒管の保温外装は次による。 ●図示による ●屋内露出箇所 (●合成樹脂カバー) ●屋外露出箇所 (●合成樹脂カバー ○ステンレス製鋼板)</p> <p>○低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法)</p> <p>●スパイラルダクト (●低圧 ○)</p> <p>○高圧1ダクト (範囲は図示による。)</p> <p>○厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編2.2.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものとする。(範囲は図示による。)</p> <p>○塩化ビニル製ダクト (E管) ※ドラフトチャンパー排気用</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○厨房系統 ○浴室 (シャワー室、脱衣所を含む) ○R I排気ダクト (N+A+Bシール)</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>●外気取入れダクト (OA) の保温範囲は全てとする。 ●排気ダクト (EA) の保温範囲は外壁から1mとする。 ●給気ダクト (SA) の保温範囲は全てとする。 ○ (○厨房 ○湯沸室) の隠ぺいダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。</p>	<p>○ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]</p> <p>○排煙口の形式</p> <p>○排煙口開放及び復帰方式</p> <p>○排煙風量測定</p> <p>○システム構成 その他</p> <p>●電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]</p> <p>●自動洗浄装置及びその組み込み小便器</p> <p>●自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]</p> <p>○衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>(1) 一般配管 ●水道用ステンレス鋼鋼管 (SUS) 100A以下 ○フッ素付ステンレス鋼鋼管 (SUS) 125A以上 ●50A以下 ○ポリ粉末鋼管 (PD) ●65A以上 (共同溝~量水器) ○水道配水用ポリエチレン管 (PE) ●65A以上 (共同溝~量水器)</p> <p>(2) 地中埋設配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は (2) とし、他の部分は (1) による。</p> <p>○親メーター (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○n' /k式) (○貸与品 ○))</p> <p>●子メーター (○現地表示式 (直読式) ●遠隔表示式 (○電文式 ●n' /k式) (●買取り ○))</p> <p>○水道事業者指定品 (○貸与品 ○買取り ○現場施工)</p> <p>●標準図MC形</p> <p>●量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>●量水器 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]</p> <p>●弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>○水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]</p> <p>●管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○建築物導入部</p> <p>○引込納付金等</p> <p>●給水装置</p> <p>○その他</p> <p>埋設深さ (管の上端深さ) は原則として、車両通行部分は (●600mm ○ mm) 以上とする。 <del>400mm以下</del> その他の部分は (○300mm ○450mm) 以上とする。 <del>400mm以下</del> (●600mm ○ mm) 以上とする。 <del>500mm以下</del> 主幹配管は (○1200mm ○ mm) 以上とする。</p> <p>○建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。 (○ (a) ○ (b) ● (c) )</p> <p>○別図による。</p> <p>○要 (○本工事 (開発負担金) ○別途) ○不要</p> <p>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成24年9月6日厚生労働省令第123号) における基準適合部品を用いること。 仙台市水道局給水装置工事設計施工基準によること。</p>	<p>●排水設備</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] &lt;第2編2.1.1&gt;</p> <p>●台所流し等の排水管</p> <p>○満水試験継手</p> <p>●排水樹</p> <p>○放流納付金等</p> <p>●施工</p> <p>●給湯設備</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>●弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>●保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>●消火設備</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>●屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>●屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>●地中埋設配管の接合</p> <p>●保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○泡消火設備 (第5編1.5.8)</p> <p>●ガス設備</p> <p>●配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)</p> <p>●メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○一般事項 (第11編1.1.1 ~3)</p> <p>○機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○施工 (第11編2.2.1 ~2.3.1)</p> <p>配管材料は ( ● 下記による。 ○ 図示による。 )</p> <p>(1) 屋内 汚水管 ●硬質塩化ビニル管 (V P) ※埋設管 ●耐火二層管 (内管V P) ●硬質塩化ビニル管 (V P) ※パイプ内 ●硬質塩化ビニル管 (V P) ※パイプ内 ●硬質塩化ビニル管 (V P) ※パイプ内 ●耐火二層管 (内管V P) ○強化ポリプロピレン二層管 (GRP) ※土間配管 ○耐火二層管 (内管V P) ○ ●硬質塩化ビニル管 (V P) ○ ●硬質塩化ビニル管 (V U)</p> <p>(2) 屋外 第一樹まで 樹間</p> <p>洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。大便器、小便器、洗面器及び掃除流し等との接続管は、ビニル管 (V P) とする。</p> <p>図示の位置に取り付ける。</p> <p>排水等樹蓋の表示「 」は、下記による。 汚水系は「汚水」、雑排水系は「排水」、実験系は「実験」、検水樹は「検水」とする。 深さ1,200mmを超える樹には落下防止柵を設けること。 ○要 (本工事 ( ) ○別途) ○不要 仙台市下水道排水設備設計指針によること。</p> <p>配管材料は ( ● 下記による。 ○ 図示による。 )</p> <p>●ステンレス鋼管 ●架橋ポリエチレン管</p> <p>●図示による。(特記なき場合の耐圧は、5K とする。)</p> <p>●ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。</p> <p>湯沸器の給排気筒 (二重管) の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のh・(イ)・B とする。</p> <p>屋内消火栓の設置要否は所轄消防署と協議の上、決定すること。 必要な場合の仕様は下記の通りとする 配管材料は ( ● 下記による。 ○ 図示による。 )</p> <p>(1) 屋内消火管 一般 ●配管用炭素鋼鋼管 (SGP-白) 地中 ●外面被覆鋼管 (SGP-VS)</p> <p>(2) 連結送水管 一般 ○ 地中 ○</p> <p>(3) スプリンクラー ○</p> <p>○広範囲型2号消火栓 ●易操作性1号消火栓 ○1号消火栓 ○2号消火栓</p> <p>●10K</p> <p>外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。</p> <p>●屋外露出部分 ●有 (●e 2・(ハ)・VII ○) ○無</p> <p>別図による。</p> <p>別図による。</p> <p>配管材料は ( ● 下記による。 ○ 図示による。 )</p> <p>●都市ガス 一般ガス導管事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス</p> <p>○親メーター (○実測式 ○パルス式) (○貸与品 ○) ●子メーター (○実測式 ●パルス式) (○買取り ○)</p> <p>○本工事 (図示による) ●別途工事 外部警報端子 (○無 ○有)</p> <p>1) ガスの種別は、下記による。 ○酸素 ○亜酸化窒素 (笑気) ○治療用空気 ○二酸化炭素 ○吸引 (○水封式 ○油回転式) ○麻酔ガス排除 (排ガス) ○圧縮空気 (○治療用 ○手術機器駆動用) ○手術器械駆動用窒素</p>	<p>○特殊ガス等設備工事</p> <p>○一般事項 &lt;第5編1.1.1 ~2&gt;</p> <p>○機材 &lt;第5編2.1.1 ~2.4.3&gt;</p> <p>○施工 &lt;第5編3.1.1 ~3.2.8&gt;</p> <p>○システム構成 その他</p> <p>○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○弁類 (第5編1.9.1) [第5編1.1.1]</p> <p>○事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○試験 (第7編3.1.4)</p> <p>●撤去工事 [第1編4.1.1 ~4.2.4] [第1編5.1.1 ~2]</p> <p>○一般事項 &lt;第5編1.1.1 ~2&gt;</p> <p>1) ガスの種別は、下記による。 ○窒素ガス (○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス (○高純度 ○一般) ○水素ガス (○高純度 ○一般) ○酸素ガス (一般) ○アルゴンガス (○高純度 ○一般) ○炭酸ガス (一般) ○圧縮空気 (○高純度 ○一般) ○圧縮空気 (空気圧縮機) ※窒素ガス及びアルゴンガスは1階クリーンルーム、アルゴンガスは3階研究室⑤での施工とする。</p> <p>別図による</p> <p>配管材料は ( ● 下記による。 ○ 図示による。 )</p> <p>(1) 一般配管 ○ (2) 集水配管 ○</p> <p>○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (パルス式)</p> <p>○図面に特記なき場合の耐圧は、5K とする。</p> <p>下記の項目について事前調査を行う。</p> <p>○掘削 ○地中熱交換井</p> <p>○既設井分布調査 ○既設井分布調査</p> <p>○法的規制調査 ○法的規制調査</p> <p>○地表探査 (探査方法: 電気探査の比例抵抗法) ○地質情報の収集、整理</p> <p>○比表井による熱交換効率の把握 (熱応答試験方法: 解析方法: 標準曲線法) ○周辺環境調査 (騒音・振動測定)</p> <p>掘削工法は下記による。</p> <p>○パーカッション式</p> <p>○ロータリー式</p> <p>○ダウンザホールハンマ式</p> <p>○回転振動式</p> <p>○ロータリーパーカッション式</p> <p>地中熱交換器挿入完了後の水圧試験は下記による。</p> <p>支障配管の撤去は本工事とする。施工範囲は図示による。 <del>空調機の冷媒ガス回収・処分は本工事とする。</del> <del>ダクト・パ이프・蒸気管等用カセット及び配管保温材はアスベスト含有建材として法令に基づき撤去・処分する。</del></p> <p>発生材の処理は、下記による</p> <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品名</p> <p>2) 引渡し先</p> <p>3) 集積場所</p> <p>4) 集積方法</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品名</p> <p>2) 処理方法</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1) 品名</p> <p>2) 使用場所</p> <p>(4) 再生資源化するもの</p> <p>1) 品名 <del>特殊なアスベスト含有建材 (建設用サイロ等) 等</del></p> <p>2) 処理方法 <del>右記による</del></p> <p>1) 品名 <del>アスベスト含有建材</del> 2) 処理方法 <del>右記による</del></p> <p><del>おまひダクト・パ이프</del></p> <p><del>空調機等・ファン・換気扇</del> <del>エアコン・排気機</del></p> <p>撤去材全般 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>
	外気		屋内																										
	一般系統	一般居室系統	実験室																										
	温度	湿度	温度	湿度																									
夏季	32.0℃	57.8%	26.0℃	成行き																									
冬季	-4.0℃	63.0%	22.0℃	成行き																									
<p>工事名称 東北大学 (片平) 国際共創戦略センター (仮称) 新営工事</p> <p>図面名称 機械設備工事特記仕様書 (2)</p>		<p>令和 6 年度</p>	<p>M-特2</p>																										

# 現場説明書

工事名 ----- 東北大学（片平）国際共創戦略センター（仮称）新営整備事業 -----

----- (国立大学法人 東北大学) -----

1 工 事 名 \_\_\_\_\_ 東北大学 (片平) 国際共創戦略センター (仮称) 新宮整備事業 \_\_\_\_\_

2 工 事 場 所 \_\_\_\_\_ 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1 \_\_\_\_\_

3 完 成 期 限 令和 7 年 5 月 3 0 日 ( 金曜日)

#### 4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、⊙印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

#### 5 施 工 に 関 す る 事 項

##### (1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

又、用地範囲を超える場合は監督職員と協議の上、発注者等の承諾を得ること。

##### (2) 仮設物の設置等

###### ① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

###### ② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

###### ③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

###### ④ 監督職員事務所

- ・設ける ( 号)      ⊙設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

###### ⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

###### ⑥ その他

工事用地及び通路等は仮設物等を撤去後、原状に復し、整地清掃のうえ返却すること。

他工事と重複する工事車両動線の安全対策及び破損等が生じた場合の復旧は、施工者間で協議のうえ、適切に実施すること。

##### (3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

###### ② 工事用電力

- ⊙電力会社と協議の上引き込む      ⊙発電機を使用する

###### ③ 工事用電話 (携帯電話の使用可)

- ⊙構外より引き込む      ・構内より引き込みできる

- ④ 工事中給水  
 ◎構外より引き込む ・構内より引き込みできる  
 ・さく井する ・給水タンクを使用する
- ⑤ 工事中電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員  
 の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道，下水道施設を使用するときは「上（下）水道使用  
 願」を監督職員に提出して，発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他  
 構内引き込みとする場合，工事中給水はメーターを設置し，使用量に応じて料  
 金を関係部局に支払う。

(4) 工事写真等

- ① 工事写真等は文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し，次  
 表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
着工前写真	サービス判	カラー	1
工事写真	サービス判	カラー	1
完成写真	特記仕様書による	カラー	1

※完成写真はファイルし，表紙に工事名，工期を記入し撮影方向等を明示した配  
 置図，平面図を天応刷ること。

※写真はデータも提出すること。

※着工前写真及び完成写真の撮影の際は，工事黒板等の掲示はしないこと。

- ② 完成建物等概要図書は，文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」  
 により作成し，原図を提出すること。
- ③ その他

契約締結後，次の図面等を速やかに提出すること。（現場説明書を含む）

名 称	仕 様	部 数
発注図書縮小図	A 3 版縮小原図（マイラー）	1 部
発注図書縮小図	A 3 版縮小二つ折り製本	1 0 部
発注図書	A 1 版二つ折り製本	1 部

(5) その他

鍵は，各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け，キープラン及  
 び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

- (1) 国立大学法人東北大学（以下「東北大学」という）が定める工事請負契約基準（以  
 下，「基準」という。）の運用

- ① 基準第3の規定による，

工事費内訳明細書  ◎提出する。  
 ・提出しない。

なお，工事費内訳明細書には，健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に係る法定  
 福利費を明示するものとする。

工 程 表  ◎提出する。  
 ・提出しない。

- ② 基準第18, 第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は, 「東北大学発注工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき, 実施する。
- ③ 基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成
  - ア 基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は, 中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し, 承諾を受けるものとする。
    - なお, 基本計画書には, 中止時点における工事の出来形, 職員の体制, 労務者数, 搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること, 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
  - イ 工事の施工を一時中止する場合は, 工事の続行に備え工事現場を保全すること。
- ④ 基準第26第1項の規定により請求する場合は, 発注者又は受注者から請求のあった日から起算して, 残工事の工期が2月以上ある場合とする。
- ⑤ 基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において, 工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。
- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは, 損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑦ 天災, その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を越えるときは20万円)に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ 基準第30第4項ただし書きの規定を適用する(災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る)

(2) ~~入札の保証について~~

競争入札に参加しようとする者(以下, 「競争加入者」という。)は, 以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。

- ① 入札保証金及び入札保証金納付書
  - ア 入札保証金は, 競争加入者の見積る入札金額(税込み)(以下, 「見積金額」という。)の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を東北大学が指定する銀行口座へ振り込み, 振込を証する書類を入札保証金納付書に添付して提出すること。
  - イ 落札者が契約を結ばないときは, 入札保証金は, 東北大学に帰属する。
  - ウ 競争加入者は, 入札執行後, 入札保証金返還請求書を提出すること。なお, 落札者は, 工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。
- ② 入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は, 政府保管有価証券払込済通知書及び入札保証金納付書
  - ア 政府保管有価証券払込済通知書は, 東北大学が指定する銀行口座等に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで, 交付を受けること。
  - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には, 「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
  - ウ 落札者が契約を結ばないときは, 保管有価証券は, 東北大学に帰属する。
  - エ 競争加入者は, 入札執行後, 国立大学法人東北大学副学長(以下「副学長」という。)へ入札保証金返還請求書を提出すること。
    - なお, 落札者は, 工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。
- ③ 入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は, 当該保証書及び入札保証金納付書

- ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下、「銀行等」という。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、書類の提出日から入札執行日以降入札説明書で指定する日までを含むものとする。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、東北大学に帰属する。
- ケ 競争加入者は、入札執行後、副学長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、副学長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては副学長の指示に従うこと。
- ④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券及び入札保証保険証券納付書
- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- カ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日以降の日であって、入札説明書で指定する日までを含むものとする。
- キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、東北大学に帰属する。
- ⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書
- ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
- イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。
- エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。

- 力 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
- ク 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受け、副学長の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

⑥ 入札保証金の還付について

競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。

(3) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑧のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は現金、又は東北大学が指定する銀行口座へ振り込む場合は振り込みを証する書類、及び契約保証金納付書
  - ア 東北大学が指定する銀行口座へ振り込む場合は、「七十七銀行本店」に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
  - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
  - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立大学法人東北大学会計規程（以下「会計規程」という）により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金返還請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く）及び副学長が确实と認める社債の場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
  - ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
  - イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計規定により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金返還請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、②に規定する有価証券の場合は、政府保管有価証券払込済通知書並びに契約保証金納付書
  - ア 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。

- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
  - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は副学長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は副学長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
- ア 請求代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
  - イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は副学長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は副学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
- ア 当該債権に質権を設定し提出すること。
  - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
  - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - エ 受注者は、工事完成後、副学長から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は副学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- ⑥ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
- ア 債務不履行による損害金の支払を保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下、「金融機関等」と総称する。）とする。
  - イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
  - ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
  - エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
  - カ 保証期間は、工期を含むものとする。
  - キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
  - ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。



- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、副学長から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑦ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び履行保証保険証券等納付書
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑧ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券及び履行保証保険証券等納付書
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑨ ~~①から⑧の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め副学長の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。~~
- ~~当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を開覧するために用いる契約情報及び認証情報を支出負担行為担当官に提供し、副学長は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を開覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。~~
- ~~※電子証書等 電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他の知覚によっては認識する~~

ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により発行された保証書又は証券をいう。

— ※電子証書等閲覧サービス— 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

— ※契約情報— 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

— ※認証情報— 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

なお、~~保険会社の発行する電子証書等（以下「PDF発行証券」という。）については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認し、指定された手順を踏むこと。~~

~~ア 保険会社から発注者へ提出~~

~~受注者は「（保険会社の）発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券を送信する。~~

~~イ 受注者を通して発注者へ提出~~

~~受注者は「（受注者自身の）発信メールアドレス」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。~~

(4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資制度のいずれかを選択して、利用できるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて 国立大学法人東北大学財務部 から 3回以内 に支払うものとする。なお発注者は、適法な請求書を受理した月の翌月25日まで代金を支払うこと。

(9) 請負代金の前払い

- ① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の3」以内の額の前払金を請求することができる。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。

ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が5,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。

- ② ~~前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を副学長に提供し、副学長は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。~~

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建築工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

- ① 保険対象  
工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
- ② 保険契約者  
受注者とすること。
- ③ 被保険者  
発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。
- ④ 保険金額  
請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。
- ⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）  
請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。
- ⑥ 保険金請求者  
受注者とすること。
- ⑦ 保険期間  
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。
- ⑧ 特約条項  
~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~  
イ 水災危険担保特約を付帯すること。  
ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。  
（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

- (イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
- (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
- ~~(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~
- ~~エ 損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。~~

⑨ その他

- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

## 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 東北大学が発注する建設工事（以下、「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。
- (2) (1)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意と

なる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

## 8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

6月及び10月に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」及び「正しい賃金台帳の作り方」によること。

(3) 建設業退職金共済制度の履行

① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査監督職員に提示しなければならない。

③ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 成績評定について

① 設計業務成績評定について

この業務は、文部科学省が定めた設計業務成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第369号）による設計業務成績評定の対象業務である。

② 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を

比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
  - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
    - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
    - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
    - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
    - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
  - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。
  - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- ① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
    - ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
    - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
    - ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
    - エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）
    - オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、施工場所から10km以内の同一工種工事又は東北大学発注する仙台市内の同一工種の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

- ① 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。
- ② 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。
- ③ 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には指名停止措置要領に該当することがある。

~~(10) 週休2日促進工事の実施について~~

- ① 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- ② 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場休息等」という。）の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
  - イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息等を行ったと認められる状態をいう。
  - ウ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
  - エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - オ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
  - カ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合（以下、「現場休息等率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等

を行っている状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

キ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。

- ③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の場合の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- ④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。

- ⑤ 月単位の4週8休以上（現場休息等率28.5%（8日/28日）

以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については、別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。

ア 月単位の4週8休以上（4週8休以上）

- ・ 労務費 1.04
- ・ 機械経費（賃料） 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.05

イ 通期の4週8休以上（4週8休以上）

- ・ 労務費 1.02
- ・ 機械経費（賃料） 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

- ⑥ 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

- ⑦ 本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

(11) デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事



写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3)撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

~~(12) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事について~~

~~本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。~~

~~(13) 共通費実態調査（共通費モニタリング調査）への協力~~

~~受注者による工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算の一層の適正化を図ることを目的とした、「共通費実態調査」（共通費モニタリング調査）を依頼することがある。~~

(14) 質疑回答

- ① 現場説明会を実施しない場合  
ア 質疑がある場合には提出

書面により令和 6年 6月 3日 17時までに国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係へ持参，メール又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出する。

イ 質疑応答の閲覧日時及び場所

令和 6年6月10日 までにメールにて回答する。

② 現場説明会を実施する場合

質疑の提出：書面により令和 年 月 日 時までに国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係へ提出する。

回 答：令和 年 月 日 時

回答場所：国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係。なお質疑の有無にかかわらず、質疑書を提出し、回答日時には必ず出席すること。

(15) 数量公開について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量書）として公開，提供する。ただし，仮設については任意仮設とし，設置場所は監督職員との協議による。数量書は，見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に提供し，その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

なお，入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また，数量書に対する質問書において，数量の差異等に関わる質問については，差異根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日（必着）まで。持参する場合は上記の日曜日，土曜日及び祝日を除く毎日の9時～17時までに行うこと。

④ 提出先：国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係

⑤ 提出方法：持参，メール又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出する。

⑥ 回 答：令和 年 月 日までにメールにて回答する。

(16) 統括安全衛生管理義務者の指名について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項の規定に基づき，本工事の受注者を同条第1項に規定する措置を講ずべき者として指名する。

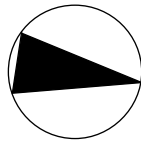
(17) 作業員等の工事車両駐車場は大学敷地外に設けること。

(18) 工事車両動線は大学関係者及び第三者の動線と交差するため，仮設計画及び安全対策については仮設計画及び安全対策については受注者の責において計画し，監督職員の承諾を得ること。

(19) 禁煙区域について

国立大学法人東北大学キャンパスは敷地内及び敷地周辺も含め全面禁煙（新型タバコを含む）である。

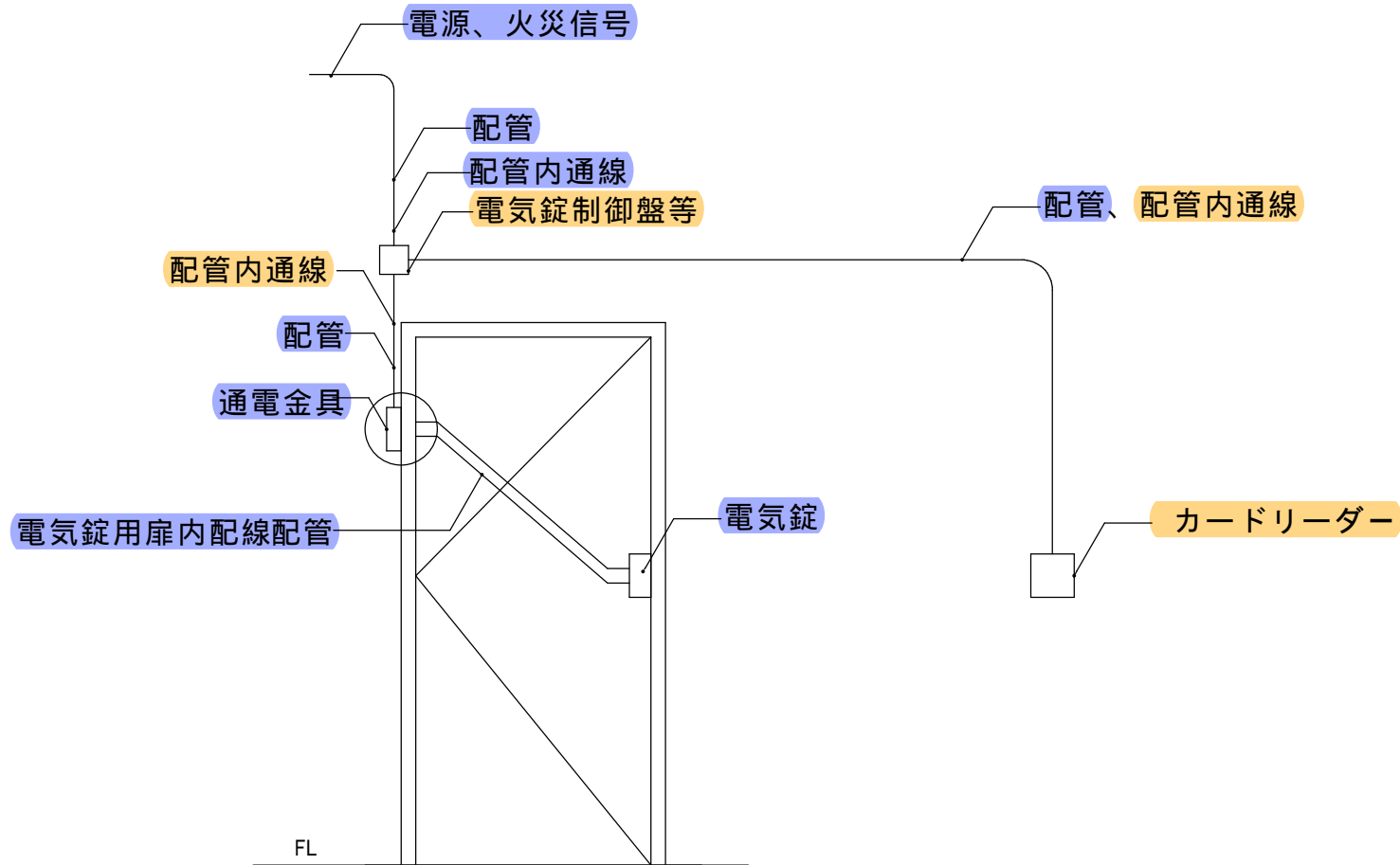
凡例	内容
	新宮建物
	工事用地(別図参照)
	工事用水分岐位置
	交通誘導員







# 電気錠扉廻り工事区分



■ : 本工事  
■ : 別途工事